

第5次 総社市 男女共同参画プラン

令和4年度～令和8年度

女性活躍推進計画

DV防止計画



ごあいさつ

長い間、社会的につくられた性別による役割分担は、固定観念として「定着」し、つくられた「男らしさ」「女らしさ」という価値観から差別、偏見が生み出されてきました。更にこの「らしさ」から外れた人が揶揄され傷つく現実があります。そのことを克服し「ありのままに自分らしく生きる」ことは、男女共同参画の基本理念であり、人間としての権利です。

そして、そのスローガンのもと、昨年11月に岡山市で開催されたのが「レインボーパレード」です。体と心の性が一致しない人や同性愛者など性的マイノリティといわれる人たちと私は共に行進しました。普段は自分を表現できず、孤立し生きづらさを感じている当事者の「みんなそれぞれ違っていいんだ」「自分らしくありのままに生きたい」という思いが伝わってきました。参加した約300人が、あらゆる性のあり方を理解し、認め合い、「自分らしさ」を発信した素晴らしい空間と時間でした。

今年度の総社市人権作文標語集から紹介します。中学3年生の感性を表現したこの一文からは、私達大人が踏み出すべき第一歩を学べると思うのです。

『私達にできるのは意識改革です。一人ひとりが性別の偏見をもつことをやめ、関わる人そのものを見るのです』

皆さん、つくられた価値観・人間観・「常識」にとらわれるのではなく、誰もがその能力や個性を発揮できるよう、「相手の立場を思いやる」関係づくり、「多様な生き方を認めあう」環境づくりなど、家庭で、地域で、職場で共に取り組んでみませんか。

令和4年3月

総社市長

片岡 隆一

目次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景	4
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	7
4 計画の体系	8

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ だれもが活躍する社会づくり（女性活躍推進計画）

重点目標1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	11
重点目標2 政策・方針決定過程への女性の参画促進	14
重点目標3 地域における男女共同参画の推進	16
重点目標4 雇用等の分野における男女共同参画の促進	17

基本目標Ⅱ だれもが安心して暮らせる環境づくり

重点目標5 あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）	19
重点目標6 情報化社会における人権の尊重	22
重点目標7 生涯を通じた健康支援	22
重点目標8 社会的に弱い立場に置かれている方々への支援の充実	24

基本目標Ⅲ 多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり

重点目標9 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	26
重点目標10 多様な性への理解促進	28
重点目標11 男女共同参画推進のための広報活動等の充実	30
重点目標12 学校・家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進	30
重点目標13 国際社会の一員としての男女共同参画の促進	32

第3章 計画の推進

1 推進体制の整備	34
2 国・県との連携及び協力	34
3 市民・関係機関・民間団体・企業等との連携	34
4 推進体制図	35
5 数値目標一覧表	36

参考資料

男女共同参画関連法等	38
総社市男女共同参画推進条例	52
総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例	54
男女共同参画の推進に関する年表	55
計画策定の経緯	61
総社市男女共同参画推進審議会委員名簿	62
総社市男女共同参画都市宣言	63

第1章 計画の趣旨

第5次総社市男女共同参画プラン

女性活躍推進計画
DV防止計画

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向

わが国では、昭和52年に「世界行動計画」を取り入れた、女性の人権の保障と地位向上のための「国内行動計画」を策定しました。昭和60年には「男女雇用機会均等法」の制定、国民年金法の改正など法律・制度面の整備を進め「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女性差別撤廃条約」）を批准するとともに、昭和62年にはナイロビ将来戦略を受けた「新国内行動計画」を策定しました。

平成4年には「育児休業法」を施行、平成7年には「育児・介護休業法」の成立、平成9年には「男女雇用機会均等法」を改正、努力義務であった採用・昇進・教育訓練等での差別を禁止規定としました。

平成11年には、男女共同参画社会の実現に向けた取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会形成の最重要課題と位置付けました。それに基づき、平成12年には「男女共同参画基本計画」を策定、10年間の長期的な政策の方向性を示しました。

平成13年には、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、裁判所が加害者に接近禁止・退去命令を出せる保護命令を目玉とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「DV防止法」）を施行しました。平成17年には「第2次男女共同参画基本計画」を策定、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定、平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、施策の推進を図りました。DV防止法は平成26年まで3回に渡り法改正を行い、身体だけでなく精神的暴力も含め、対象も配偶者だけでなく元配偶者や交際相手からの暴力まで拡大しました。

平成27年には、女性が職業生活において希望に応じ十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）を制定、あらゆる分野における女性の活躍等を盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、施策の推進を図りました。

令和2年には、労働施策総合推進法（「パワハラ防止法」）を改正し、職場におけるパワーハラスメント防止措置を義務化し、性的指向・性自認に係るハラスメント（侮辱やアウトティング）もパワーハラスメントに該当する旨明記しました。

令和3年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、誰もが性別を意識せず活動し、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を新たな目標とし、関連施策の推進を図りました。

世界的な潮流

2015年9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs※）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

同アジェンダの前文で「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女性のエンパワーメントを達成することを目指す」と掲げられ、SDGsの中でジェンダー平等はとても重要なテーマとされています。

※ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標です。2030年という達成期限を設け、17のゴールと169のターゲットにすべての国が取り組むことを約束しています。

SDGsでは、目標5において「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワメントを図る」、また目標8では「全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する」等が掲げられています。

これをふまえ、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など、全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めることにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たすことが、SDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献するためにも重要です。

< SDGs の 17 の持続可能な開発目標 >

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 岡山県の動向

岡山県では、昭和54年、県下の56の団体からなる「岡山の婦人問題を考える会」が発足し、教育・家庭・労働・職業・福祉・社会参加の各分野にわたる問題を提起し、以来、積極的な女性行政の取組を行ってきました。平成3年には「第4次岡山県総合福祉計画」の中に初めて「女性」の項目を設置し、県政の重要施策として位置付けました。

平成9年には「岡山県男女共同参画推進本部（本部長：知事）」を新たに設置し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進への取組を強化しました。さらに、平成11年には、男女共同参画社会づくりを推進していくための総合拠点施設として岡山県男女共同参画推進センター（愛称「ウィズセンター」）を設置し、男女共同参画社会に向けて、より一層の取組を行いました。

平成13年には「おかやまウィズプラン21」を策定するとともに「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行、更に平成17年には、市町村や民間団体等と緊密な連携を図りつつDVの防止と被害者の保護・自立支援等に取り組むため「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。平成18年には「新おかやまウィズプラン」を策定しました。以降5年ごとに新たに策定し、令和3年には、男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会を目指し「第5次おかやまウィズプラン」を策定しました。

(3) 総社市では

旧総社市では、平成10年に庁内に女性政策担当を設け、女性の社会参加の推進と地位の向上を目指して、取組を開始しました。また、市内のさまざまな女性団体が一体となって結成された「総社市女性ネットワーク“波”（平成9年結成）」では、女性の立場から社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できるよう、講演会・シンポジウムなど啓発普及活動を進めてきました。平成12年には「総社市女性議会」を開催し、女性の市政に対する関心を高めました。

こうした流れのなかで、平成14年に本市の男女共同参画に関する初めての行動計画である「総社市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に向けてさまざまな取組を行ってきました。その後、平成16年に「総社市男女共同参画推進条例」を制定し、市民、事業者との協働により、さらなる施策の展開を図りました。また「男女共同参画都市」を宣言しました。

旧山手村では「山手女性の会」「男女共同参画を考える会」らが中心となり、シンポジウムを開催するなど、意識啓発をしてきました。

旧清音村では、婦人会が中心となり、地域活動を通して啓発に取り組んできました。

平成17年、旧総社市、山手村、清音村の合併に伴い、新総社市が誕生した後も「総社市男女共同参画推進条例」を引き継ぎ、男女共同参画推進本部を設置し、さらなる推進に向けた体制を整備しました。また、平成18年にあらためて「男女共同参画都市」を宣言し、平成19年には「総社市男女共同参画プラン」平成24年には「第3次総社市男女共同参画プラン・総社市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、平成29年には「DV防止計画」に加え「女性活躍推進計画」を盛り込み、一層の推進を図ることとしました。

平成31年には、全ての人が多様な性を認め合い、性的マイノリティであることによる差別や偏見をなくし、人権が尊重される社会を実現することを目的に「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」を施行、性的マイノリティを含むカップルを婚姻に相当する関係と認める「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。さらに、令和3年にはパートナーシップ宣誓者の子や親などの近親者を家族と認める「ファミリーシップ制度」を導入し、性的マイノリティへの支援など人権問題に取り組んでいます。

今後も、市民意識・実態調査などから現状やニーズを把握、事業の検証を行うとともに「総社市男女共同参画推進審議会」から提言をいただき、性を「女」「男」どちらかに分ける「性別二元論」にこだわるのではなく、多様な性を認め合い「だれもが」能力を発揮する機会を確保された明るく豊かな社会を目指し、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現を目指した取組を行い、男女共同参画のまちづくりを総合的・計画的に推進していきます。

(4) 第4次総社市男女共同参画プランの取組を踏まえて 新たな第5次のプラン作成へ

●基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍（女性活躍推進計画）

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組として、数値目標に掲げている保育所の待機児童数については、4月1日時点ではほぼ毎年「0人」を達成しています。また、市の審議会委員の女性比率については、令和3年4月には29.1%と年々増加傾向となっていますが、数値目標である40%は達成できていないのが現状です。引き続き、政策方針決定過程への女性の参画促進に向け取り組む必要があります。

●基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

市民アンケート結果から、DVを受けたことがある方について、そのことを「友人・知人に相談した」の割合は前回アンケート結果と比べ増加しています。一方「だれにも相談しなかった」

という割合は依然最も多いことから、公的機関（専門家）へ相談したり訴えるということのハードルが非常に高く、機関の存在が認知されていないことが要因と考えられます。引き続き、相談しやすい環境の整備、相談機関の周知等に取り組む必要があります。

また、「重点目標9 多様な生き方を認め合う社会づくり」の取組として、性的マイノリティ当事者の思いから多様な性に対する理解を深めるため、研修会などさまざまな施策を行っていきます。

●基本目標Ⅲ 男女共同参画社会に向けた基盤づくり

市民アンケート結果から、「男は仕事，女は家庭」という考え方について「同感しない」とする割合が前回のアンケート結果と比べ増加（14ポイント）するなど固定的な性別役割分担についての意識が改善されつつあります。反面，政治や社会通念・しきたりでは，男性優位の割合が高く，平等感は低いままとなっています。今後さらに女性が社会・地域活動に参画できるよう，慣行の見直し等あらゆる場で男女共同参画社会に向けた基盤づくりに取り組み，固定観念を変えていく必要があります。

持続可能な社会を次世代に引き継ぐためには，男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠です。それがSDGs（持続可能な開発目標）の達成にもつながります。若い世代を主体とした取組との連携も含め，次世代に向けたメッセージを打ち出すことが重要です。

2. 計画の位置付け

この「第5次総社市男女共同参画プラン」は、「男女共同参画社会基本法」及び「総社市男女共同参画推進条例」に基づき，本市の基本計画として策定するもので，国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次おかやまウィズプラン」，「第2次総社市総合計画」との整合性に留意し，今後の推進施策や推進体制などを総合的・体系的に明確化し，男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本方針とするものです。

また，本計画の「基本目標Ⅰ だれもが活躍する社会づくり」を女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画に位置づけるとともに，「基本目標Ⅱ だれもが安心して暮らせる環境づくりの重点目標⑤ あらゆる暴力の根絶」をDV防止法第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（DV防止計画）に位置づけます。

3. 計画の期間

この計画の期間は，令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお，計画期間中であっても，国際社会や国内の動向により必要に応じて施策や指標の見直しを行います。

また，総合計画等の関連計画の見直し時にはそれらの整合性を確保し，必要な修正を行っていきます。

4. 計画の体系

基本目標		重点目標		施策の方向	
I	だれもが活躍する社会づくり (女性活躍推進計画)	①	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の実現	①	多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援
				②	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発・環境整備
		②	政策・方針決定過程への女性の参画促進	③	行政分野における女性の参画促進
				④	企業・地域団体等における女性の参画促進
		③	地域における男女共同参画の推進	⑤	地域社会における女性の参画促進
				⑥	防災・復興における男女共同参画の推進
		④	雇用等の分野における男女共同参画の促進	⑦	雇用機会における平等と待遇の確保の促進
				⑧	女性の就業継続と再就職の促進
II	だれもが安心して暮らせる環境づくり	⑤	あらゆる暴力の根絶(DV防止計画)	⑨	DV, 性暴力, 性犯罪等の発生を防ぐ環境づくりの推進
				⑩	被害者への相談・支援体制の充実及び関係機関等との連携強化
				⑪	DVが起きている家庭等の子どもへの支援
		⑥	情報化社会における人権の尊重	⑫	情報化社会への対応
				⑬	人権を尊重した表現の促進
		⑦	生涯を通じた健康支援	⑭	基本的人権として性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等
				⑮	生涯を通じた健康支援
		⑧	社会的に弱い立場に置かれている方々への支援の充実	⑯	ひとり親・貧困家庭等の自立支援
⑰	子ども・障がい者・高齢者・ひきこもり・外国人・性的マイノリティ・ヤングケアラー等が安心して暮らせるための支援				
III	多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり	⑨	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	⑱	社会制度・慣行の見直し
		⑩	多様な性への理解促進	⑲	多様な性に関する施策の推進
		⑪	男女共同参画推進のための広報活動等の充実	⑳	情報収集・提供及び広報活動の充実
		⑫	学校・家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進	㉑	学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進
				㉒	家庭における男女共同参画に関する教育・学習の推進
				㉓	地域における男女共同参画に関する教育・学習の推進
		⑬	国際社会の一員としての男女共同参画の促進	㉔	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた国際交流・活動等の推進

第2章 計画の内容

第5次総社市男女共同参画プラン

女性活躍推進計画
DV防止計画

本文に掲載している令和2年度実施 男女共同参画に関する
市民アンケート(市民意識・実態調査)結果について

●調査の内容

- ①調査地域：総社市全域
- ②調査対象：18歳以上の男女2,000人
- ③調査時期：令和3年2月

●調査結果

- ①発送数：2,000人
(4件が未達となったため、配布数は1,996人としています。)
- ②回収数：825件
- ③回収率：41.3%

基本目標 I >> だれもが活躍する社会づくり（女性活躍推進計画）

SDGs*（持続可能な開発目標 5^①参照）は「誰一人取り残さない」を基本理念としています。その目標達成のためには、差別を受けたり抑圧され自由を奪われるなど様々な理由で可視化されない、声をあげたくてもあげられない状況にいる人たちへの配慮が不可欠です。特に性に関するつくられた固定観念や偏見を、ジェンダー平等*¹の視点で作りかえていく取組が男女共同参画への道のりとなります。そして、男女共同参画社会*²は、性別に関係なくだれもがあらゆる分野において政策・方針決定過程に参画し、共に責任を担い、社会づくりに関わっていくことで実現されるものです。行政はもとより、関係機関、各種団体、事業者、企業などへも働きかけていきます。

また、だれもが社会のあらゆる分野に参画し、活躍していくためには、仕事、家庭、地域活動などをバランスよく充実させることができる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現が必要です。雇用等においては、ジェンダー規範*³による「女らしさ」「男らしさ」を求める職務分担や職場内の慣行について見直し、結婚・出産・育児などのライフイベントにより、本人の意思に反して離職しないよう、男女の均等な機会と待遇の確保など働き続けることのできる環境づくりを進めます。

※1 ジェンダー平等

ジェンダー（「女らしさ」「男らしさ」など社会的・文化的につくられた性別）に関わらず社会全体のさまざまな状況において個人が平等な状態にあること。男女平等。

※2 男女共同参画社会

すべての人が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う社会。

※3 ジェンダー規範

ジェンダーをもとにした規範的な男性／女性像に基づいた行動のふるまい。男性と女性がどうあるべきか、どう行動し、どのような外見をなすべきかという考え。

重点目標1

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

【現状と課題】

だれもが仕事、家事、育児、介護、地域活動、ボランティアなどさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開できるようになると、職業生活、家庭生活、地域活動ともに充実し、好循環が生まれ、ひいては社会全体の活性化につながります。

また、だれもがワーク・ライフ・バランスを実現し、いきいきと暮らすためには仕事・家事・育児・介護などに男女が共に取り組むことが必要ですが、家庭生活では女性の負担が大きいのが現状です。

しかし、市民アンケート結果によると、1日の労働時間が8時間を超えている男性が約70%（女性は35.6%）に上り、時間的な制約が原因で家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に参画できないことに繋がっていることが考えられます。また、数値目標である令和3年4月における保育所の待機児童数は「0人」となっていますが、この時点でどの保育所も定員に達しており、年度途中での転入や産休・育休明けによる保育所入所希望への対応が難しく、再就職等へも影響している状況があります。

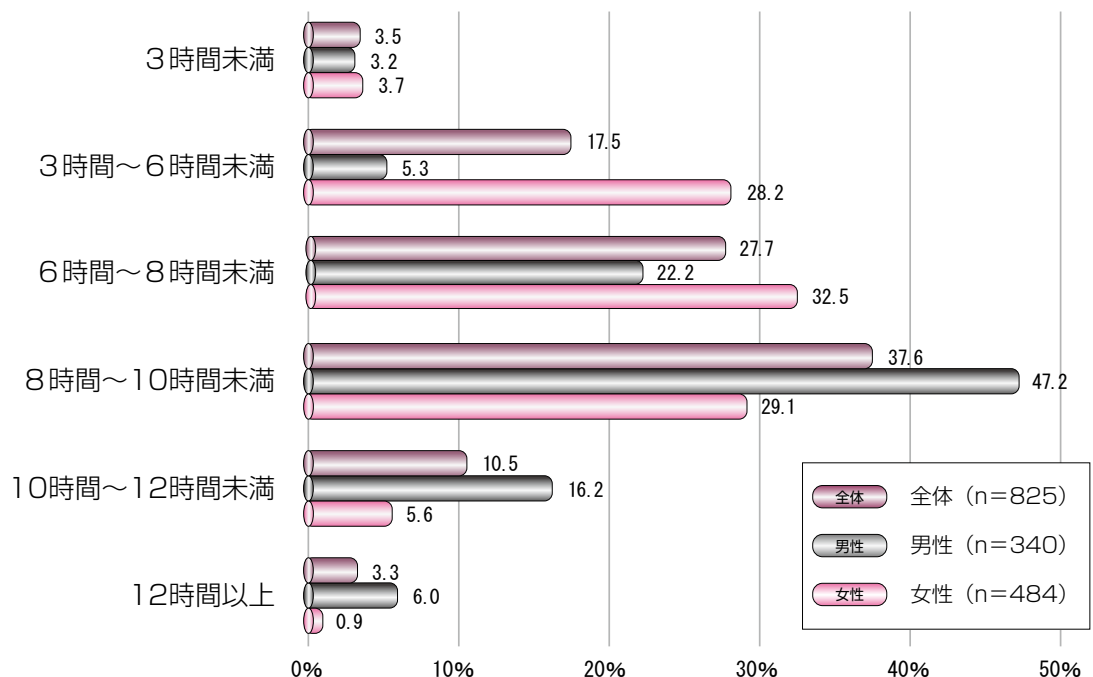
企業等においては、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定することが義務となっており、今後さらに計画に基づいた改善を行っていく必要があります。

性別に関わりなくだれもが職業生活、家庭生活、地域活動に参画できる環境づくりに向けて、短時間勤務制度やテレワークなど多様で柔軟な働き方に取り組める制度の導入と活用、保育所等の整備、家族介護者の支援や福祉サービスの充実を促進するとともに、行政、事業者、労働者などが一体となって、ワーク・ライフ・バランスを実現し、だれもが働きやすく、暮らしやすい社会の実現を目指す必要があります。

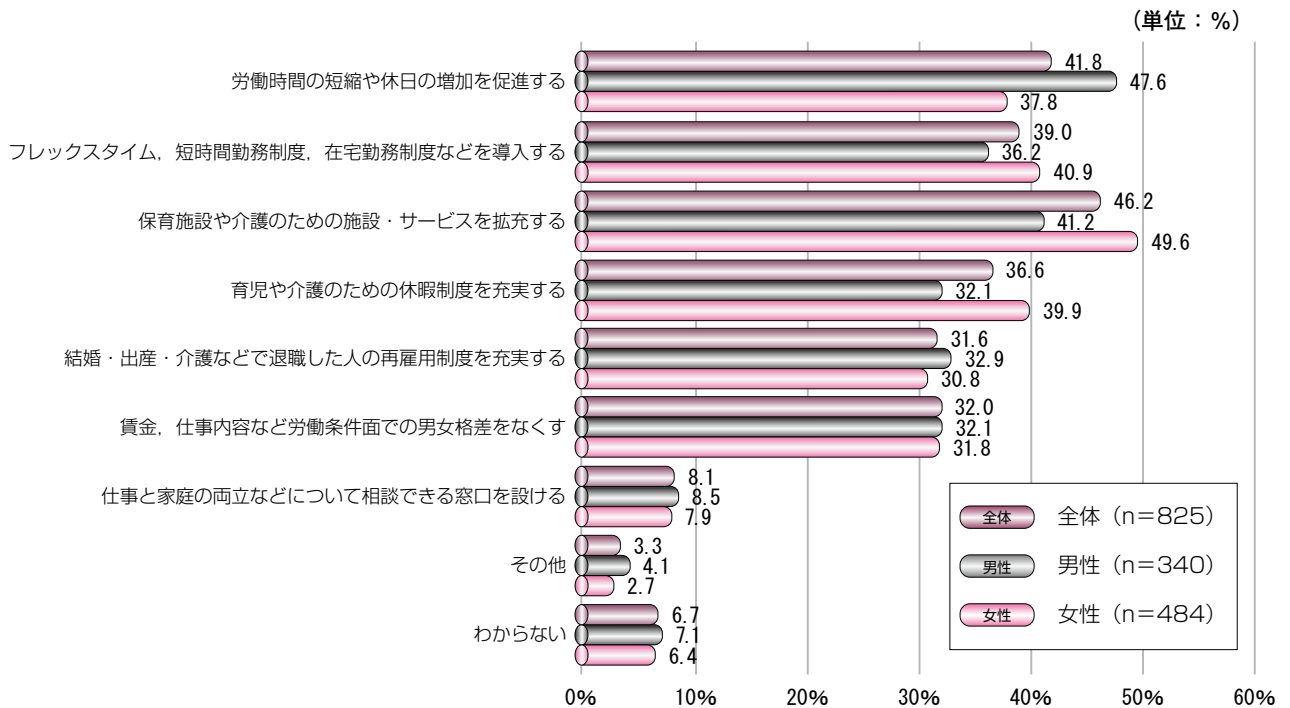
【市民意識・実態調査】

■あなたの一日平均の労働時間はどれくらいですか。（仕事をしている方について）

（単位：％）

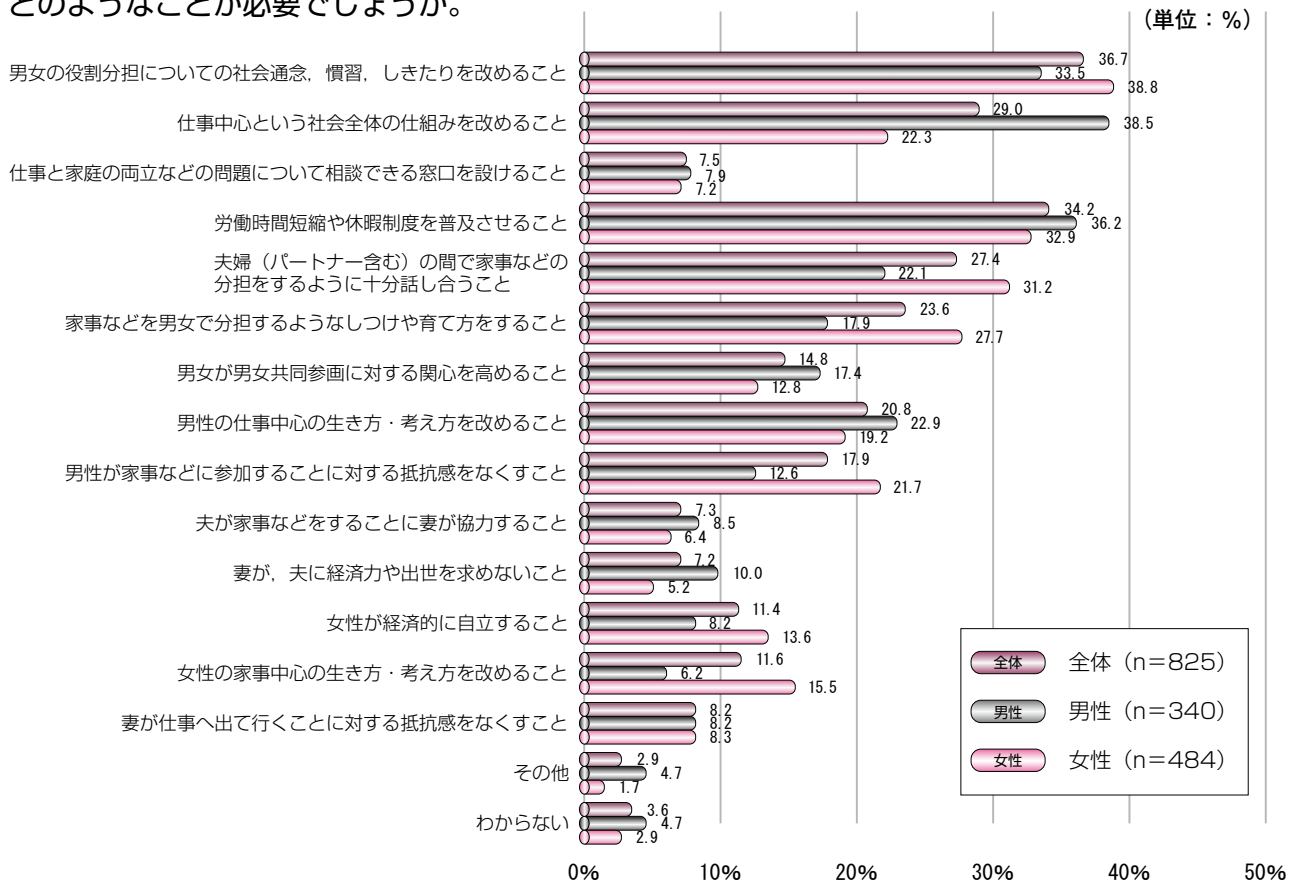


■「仕事と生活の調和」を図るために、どのような労働条件等の整備が必要だと思いますか。



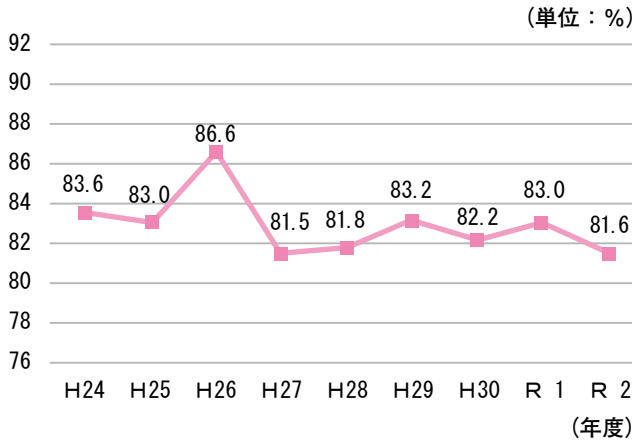
【市民意識・実態調査】

■今後男女がともに家事、子育てや教育、介護、社会、地域活動に積極的に参加していくために、どのようなことが必要でしょうか。

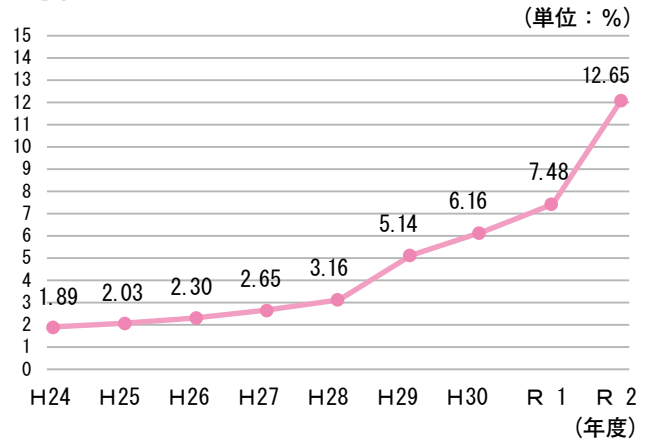


■育児休業取得率(国)

女性



男性



【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
1 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援	子育て相談・子育てサークル及び介護相談の充実	こども課 長寿介護課
	延長保育、一時預かり、障がい児保育、病後児保育等の推進	こども課 こども夢づくり課
	ファミリーサポートセンター事業の充実	こども課
	子どもの健康問題を早期発見、早期対応するための相談	こども課
	親子交流、子育て支援ネットワークの充実	こども課 生涯学習課
	在宅高齢者に対する各種サービスの提供	長寿介護課
	在宅医療・介護連携の推進	長寿介護課
2 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発・環境整備	広報紙、啓発冊子、講演会等によるワーク・ライフ・バランスの実現に関する広報・啓発	人権・まちづくり課 企業誘致商工振興課
	育児休業の取得推進など男性職員の子育て参画促進	総務課
	事業主等に対する育児・介護休業制度の周知・啓発	企業誘致商工振興課
	待機児童解消に向けた保育所等の整備の推進	こども夢づくり課 学校教育課
	地域包括ケアシステムの構築	長寿介護課
	生涯現役社会の実現	長寿介護課

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
市の男性職員における育児休暇取得率(一般行政職)	5.3%	20%
保育所待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブ待機児童数	0人(R3.5.1)	0人

重点目標2

政策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

自治会、PTA、事業所、行政等あらゆる分野における政策方針決定過程への女性の参画が進むことは、少子高齢化・人口減少、価値観の多様化が進む中で様々な視点からニーズや配慮が反映され、豊かで活力のある社会の形成や暮らしやすい社会の実現に繋がります。

本市における審議会等の女性委員の登用率は、令和3年4月1日現在で29.1%と、前年より上昇していますが、総社市男女共同参画推進条例が示している目標の40%を着実に達成していくためにも、より一層の取組が必要です。

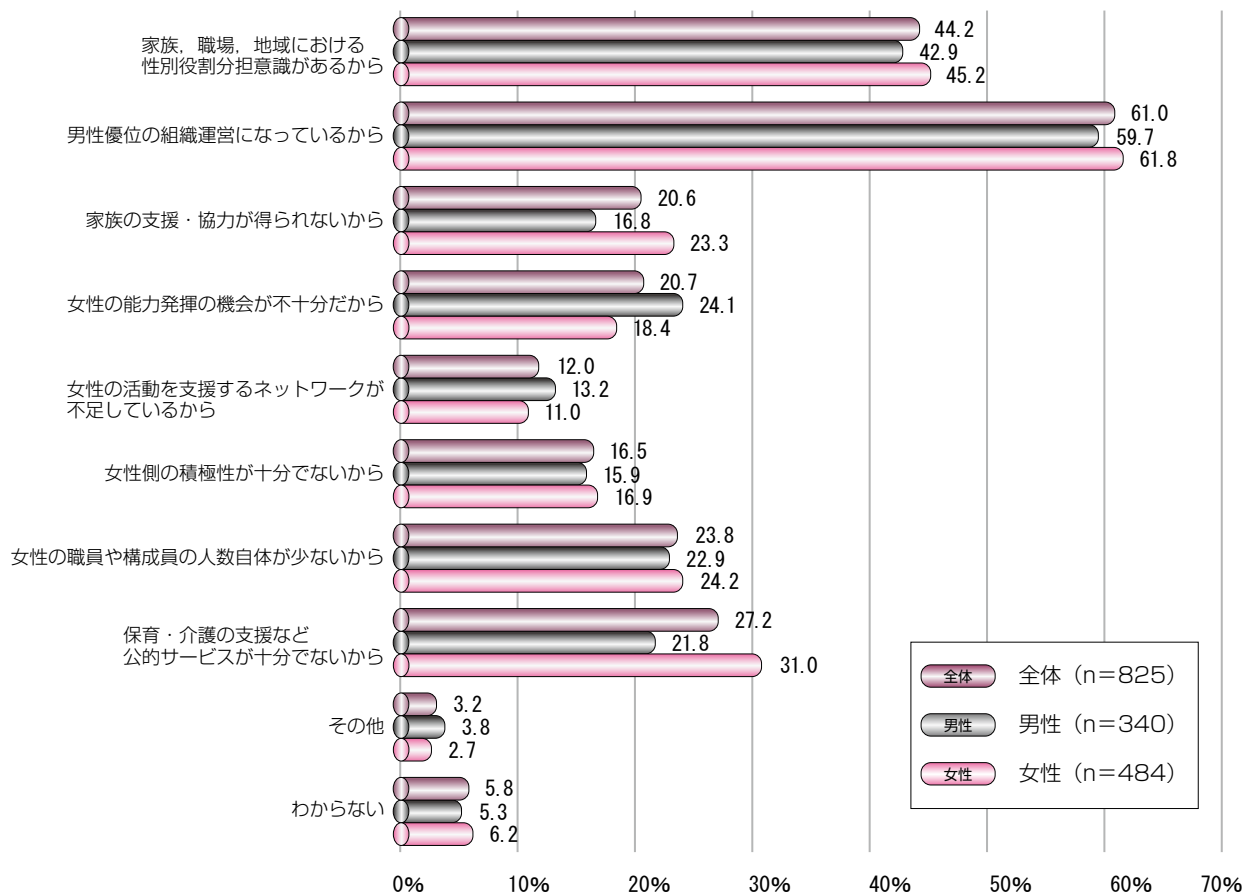
本市では、女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定しています。すべての職員が働きやすく、生きがいを実感できる職場の実現に向けて取組を進めています。

また、行政だけでなく民間企業における女性の参画促進も重要であり、女性の雇用や方針決定過程への参画、女性管理職等の積極的な登用について、理解促進に努める必要があります。

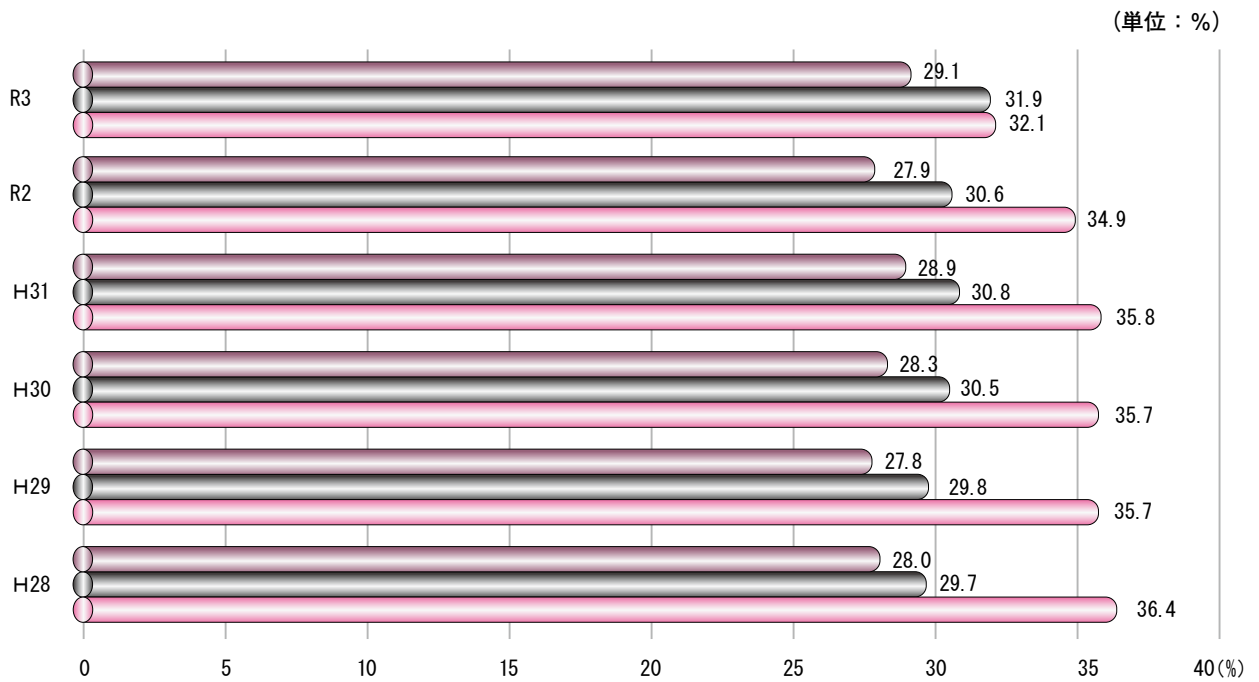
【市民意識・実態調査】

■あなたは、政策の企画や方針決定過程にかかわる役職に女性があまり進出していない理由はなぜだと思いますか。

(単位：%)



■ 県・市町村・総社市の審議会等委員における女性比率



資料：岡山県男女共同参画青少年課
市民生活部人権・まちづくり課

■ 総社市 ■ 県内市町村 ■ 岡山県

【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
3 行政分野における女性の参画促進	市の審議会等委員の女性参画	人権・まちづくり課
	市の女性職員の登用促進と職域の拡大	総務課
	市の女性職員等の能力開発のための研修機会の充実	総務課
4 企業・地域団体等における女性の参画促進	企業・地域団体等における政策・方針決定過程への女性の参画促進のための啓発	企業誘致商工振興課 人権・まちづくり課

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
市の審議会等委員の女性比率 (委員中の女性の割合)	29.1%	40%
市職員の管理職における女性比率	29.6%	30%

重点目標3

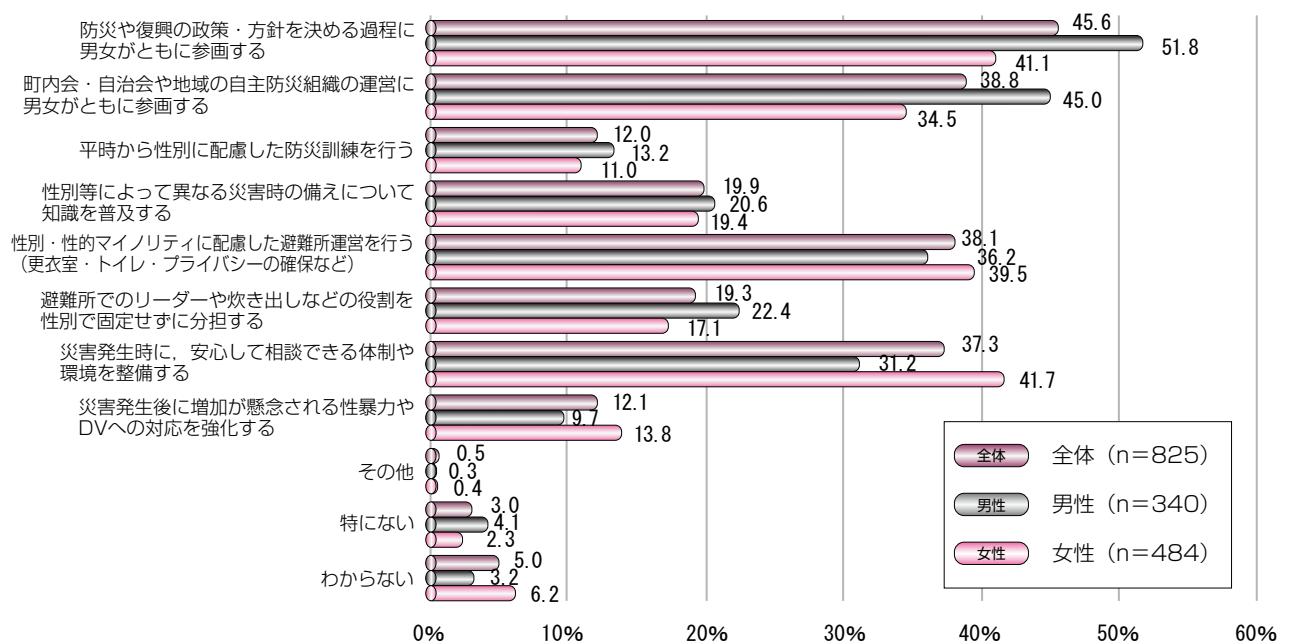
地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域防災計画や避難所運営マニュアルにも男女が共に参画した訓練や性別に配慮した避難所運営について定めているものの、平時の自主防災活動などへの女性の参画は、まだ不十分です。

最も身近な暮らしの場である地域における男女共同参画の推進は、地域の活性化に重要な役割を果たします。家庭や地域活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、だれもがともに参画できるよう、家庭での意識改革を図るための取組や自治組織、コミュニティ、PTAなどの地域活動をはじめ、防災など生活に密着した課題に対して、男女が協働して取り組むことが必要です。

■あなたは、平時の防災体制や災害発生後の対応において、男女共同参画の視点からどのようなことが必要だと思いますか。



【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
5 地域社会における女性の参画促進	自治会・コミュニティ組織などの団体への男女共同参画	人権・まちづくり課
	ボランティア活動やNPO活動への男女共同参画	人権・まちづくり課
6 防災・復興における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備	危機管理室
	男女共同参画の視点に立った防災・復興のための情報提供・研修	危機管理室
	男女が共に参画する自主防災組織活動の促進(運営)	危機管理室
	地域における女性消防団員による活動の充実及び促進	消防本部

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
自主防災組織等への出前講座・講演会・研修の開催回数	16回	50回

重点目標4 雇用等の分野における男女共同参画の促進

【現状と課題】

働きたい人が性別に関係なくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、地域経済の持続的発展や企業の活性化の観点からも重要ですが、女性は結婚、出産、育児などのライフイベントで離職せざるを得ないなどの実状があります。市民アンケート結果からも男性の正社員・自営業71.5%に対し女性は32.2%であり、また、女性は約半数の52.2%が派遣・契約社員などの非正規社員、または専業主婦（男性は8.2%）となっています。男性に比べ女性の非正規雇用の割合が高いという現状は、女性が貧困に陥りやすい原因の一つとなっており、正規雇用と非正規雇用の間の格差が、男女間の格差の一因になっているという問題もあります。

雇用面における男女平等の実現に向けて、「働き方改革関連法」をはじめ、男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム・有期雇用労働法、改正労働施策総合推進法などの関係法令を含めた制度・趣旨の徹底によるハラスメントの防止、企業の取組の指針策定、積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{*4}）の普及啓発など性別に関わりなくだれもが十分に能力・個性を発揮できる職場環境づくりに取り組む必要があります。

※4 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

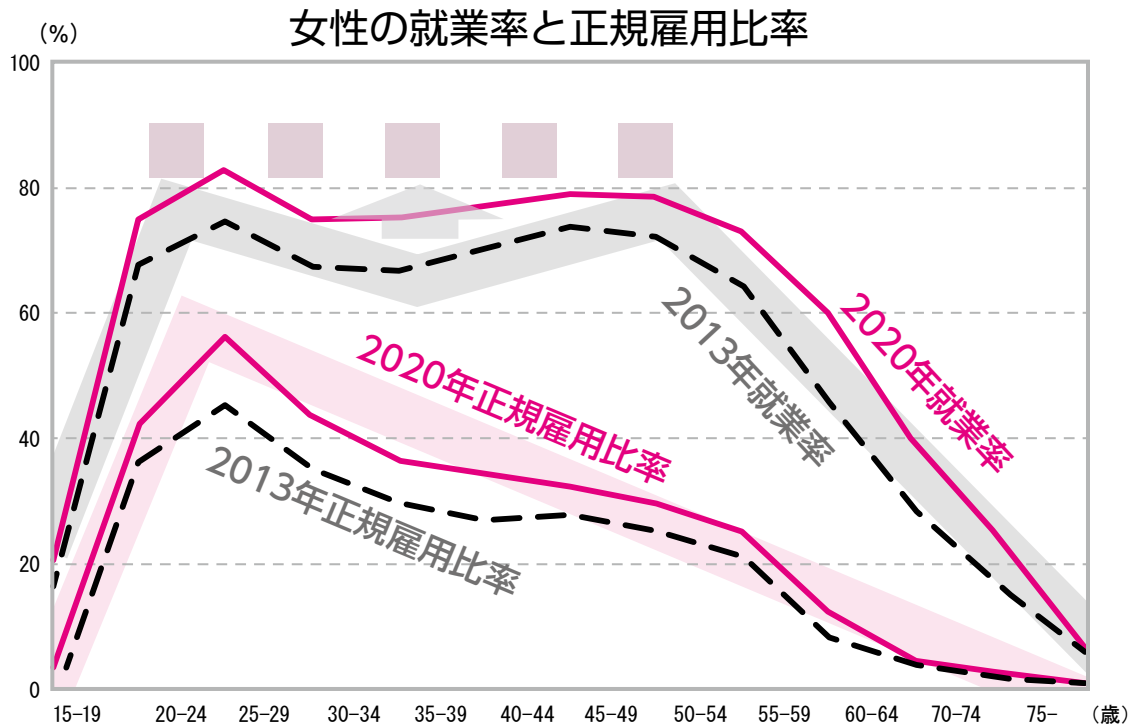
固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、活動に参画する機会が提供されず、男女の間に事実上生じている差（例 営業職に女性は配置されていない、役職者が男性ばかりで女性がないなど）の解消を目指して、個々の事業者・企業が自主的・積極的に、男女のいずれか一方に対し、機会を提供する取組のことで、例としては審議会等委員や管理職における女性比率の目標設定などがあります。

【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
7 雇用機会における平等と待遇の確保の促進	労働関係法令等の周知	企業誘致商工振興課
	企業等の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進	企業誘致商工振興課
	就職面接会の開催による雇用の促進	企業誘致商工振興課
	障がい者千五百人雇用による就労支援	福祉課
8 女性の就業継続と再就職の促進	女性の就労に関する情報提供	企業誘致商工振興課
	ワーク・ライフ・バランスの実現のための広報・啓発等	人権・まちづくり課 企業誘致商工振興課

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
生涯現役促進地域連携事業における女性限定創業セミナー受講者数	208人	250人
そうじゃ 60歳からの人生設計所における相談件数	199件/月	250件/月



(備考) 総務省「労働力調査」により作成。就業率や正規雇用比率は人口に占める割合。
 出典：内閣府『選択する未来2.0』報告書

基本目標Ⅱ ≫ だれもが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、特に配偶者等からの暴力（DV：身体的・精神的・性的・経済的等）は、対等なパートナーであることを否定するものであり、必ず根絶しなければなりません。暴力を許さない環境づくりを推進するとともに、被害者への相談、支援、救済体制の充実など、安心して暮らせる体制の構築に一層取り組みます。

また、女性には、生理や妊娠・出産など、生涯を通じて男性とは異なる身体・健康上の特性があることから、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期など、それぞれのライフサイクルに合わせた心と体の健康づくりを支援します。

更に、一口に「女性」といっても様々な異なる属性があります。心と体の性が一致し、異性愛の人ばかりではなく、男女という性別二元論にあてはまらない性的マイノリティ※（レズビアン、トランスジェンダー女性など 24§参照）、あるいは外国人女性、障がいのある女性など、その置かれている状況も異なり、複合的に困難な状況に置かれています。更に、ひとり親や貧困家庭など、社会的に弱い立場に置かれている方々への支援に人権尊重・ジェンダー平等の視点から取り組みます。

重点目標5 あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）

【現状と課題】

すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどさまざまです。

市民アンケート調査では「DV被害を受けたが、そのことをだれにも相談しなかった。」という人が46%を占めています。これは公的機関（専門家）へ相談したり訴えるということのハードルが非常に高く、相談先として認知されていないということが要因と考えられます。

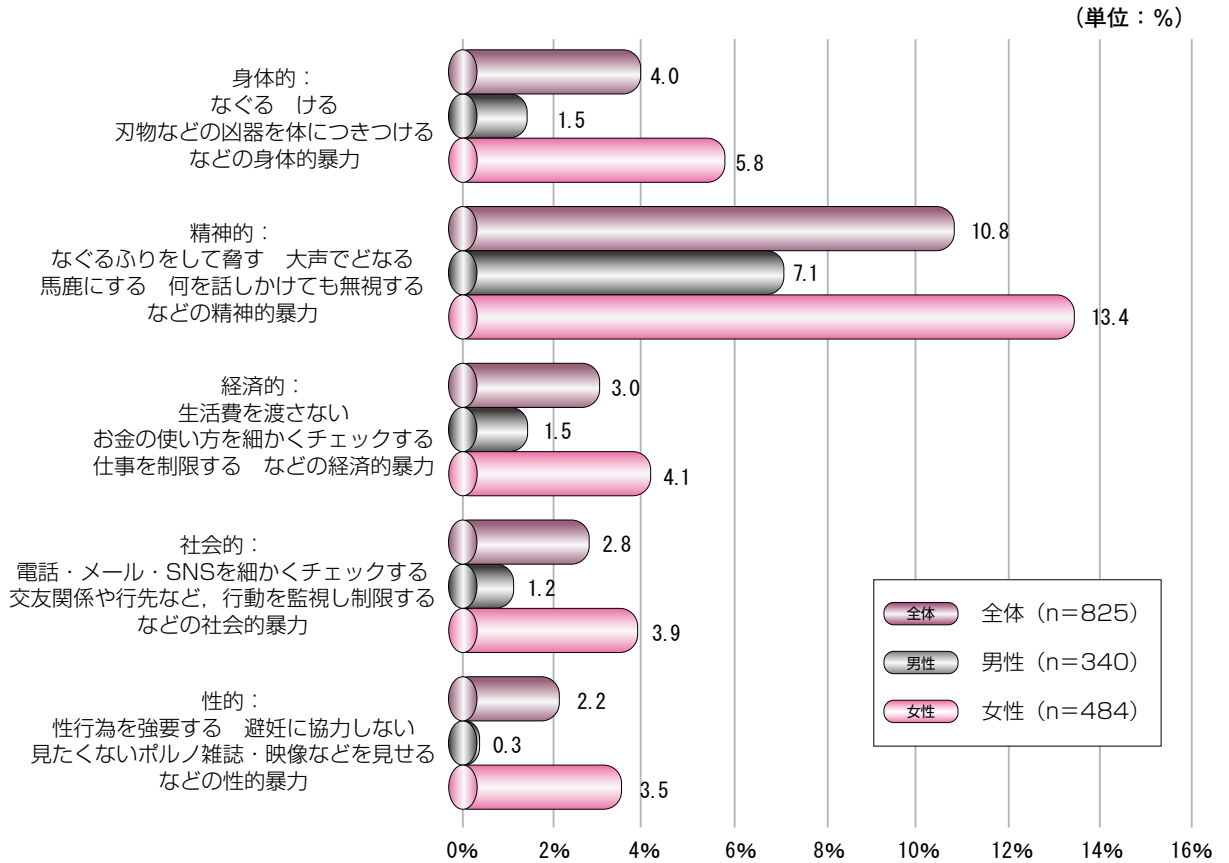
現在国や県がDV・性暴力・性犯罪の相談電話（短縮ダイヤル）を開設し、本市でも短縮ダイヤル啓発カードを作成し公共機関等に配置するなど被害者が相談しやすい環境整備を行っています。また、性的マイノリティの場合、相談がそのままカミングアウト（性的マイノリティの当事者であることを自ら表明すること）につながってしまうこともあり、十分な配慮が必要となります。性的指向・性自認※（24§「性的マイノリティ」参照）に関わらず必要な支援が受けられるよう適切な対応が求められます。

市内部はもちろんのこと、県や民間を含む関係機関や支援者とも連携を強化し、被害者支援のさらなる充実を図ることが必要です。特に、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV、ストーカーなど）の防止に向けて予防啓発、教育・学習の推進や相談窓口の周知が重要です。

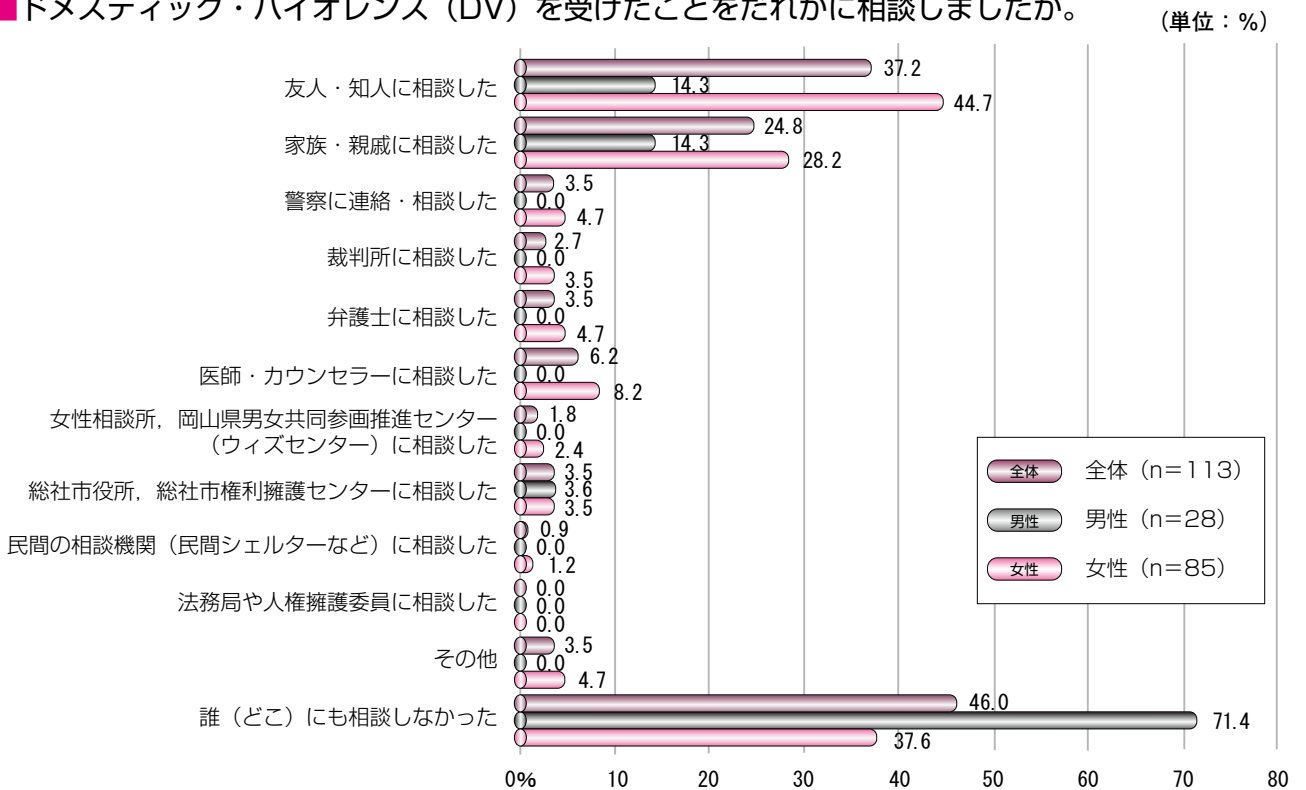
このように暴力は、被害者の「人としての尊厳」を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることから、被害者が相談しやすい環境づくりや切れ目のない支援、教育・啓発活動が必要です。

【市民意識・実態調査】

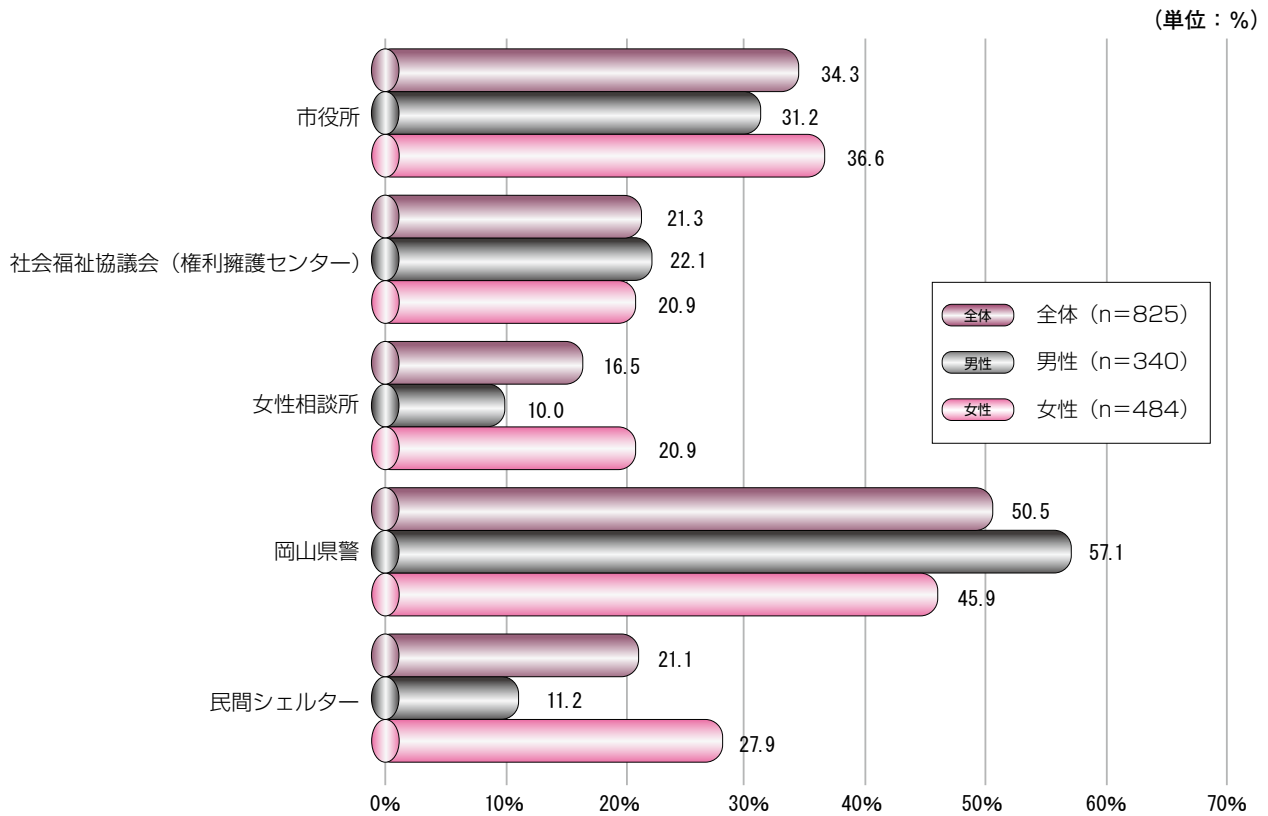
■ 配偶者（同居のパートナーを含む）や恋人関係にあった者からドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがありますか。



■ ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことをだれかに相談しましたか。



■ 次のようなDV・性犯罪・性暴力に関する相談機関をご存じですか。



【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
9 DV, 性暴力, 性犯罪等の発生を防ぐ環境づくりの推進	あらゆる暴力(DV等)を許さない社会環境づくりに向けての啓発	人権・まちづくり課
	職場におけるハラスメント防止対策の推進	総務課
	有害図書や宣伝物等の環境浄化対策等の推進	生涯学習課
	人権啓発・教育研修会の開催	人権・まちづくり課 生涯学習課
	子ども・高齢者虐待防止の推進	子ども課 長寿介護課
10 被害者への相談・支援体制の充実及び関係機関等との連携強化	DV, 性暴力, 性犯罪に関する相談窓口の周知	人権・まちづくり課
	女性相談所, 県ウィズセンター, 警察, 民間団体等関係機関との連携による相談・支援・救済体制の充実	人権・まちづくり課 子ども課 福祉課
	DV被害者の緊急一時保護と自立支援	人権・まちづくり課 子ども課 福祉課
	配偶者等からの暴力防止啓発	人権・まちづくり課
	外国人に対する相談体制の充実	人権・まちづくり課
11 DVが起きている家庭等の子どもへの支援	地域との連携による見守り強化, 放課後児童クラブへの訪問	子ども課

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
DV・性暴力・性犯罪相談電話啓発チラシ等の配布数(講演会・研修会等で配布)	—	300枚

重点目標6

情報化社会における人権の尊重

【現状と課題】

今日、メディアの果たす役割と影響力はきわめて大きくなってきています。憲法では、「表現の自由」を尊重すべき権利の一つとして保障していますが、同時に表現される側の人権についても尊重されなければなりません。

また、近年、スマートフォン等の急速な普及やSNS等のサービス拡大に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出などのトラブルや犯罪に巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性が特に若年層において高まっており、その対応が求められています。

受け手側も、メディアからの情報や表現をただ受動的に受け止めるだけでなく、情報を主体的に読み解いていく能力(メディア・リテラシー^{*5})の向上が求められます。

※5 メディア・リテラシー

3つの構成要素から成る複合的能力 ①メディアを主体的に読み解く能力 ②メディアにアクセスし活用する能力 ③メディアを通じコミュニケーションする能力(特に情報の読み手との相互作用的コミュニケーション)

【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
12 情報化社会への対応	学校等における情報化社会の対応に関する教育の推進	教育総務課 学校教育課
13 人権を尊重した表現の促進	男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進	市政情報課

重点目標7

生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女が性別の違いを理解しあい、相手に対する思いやりを持ってお互いを尊重することは、男女共同参画社会を実現するために重要です。

女性には、生理や妊娠・出産の可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに男女とも若い世代から留意する必要がある、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)^{*6}」の視点に基づく、命の大切さや正しい性の知識の教育など意識啓発が必要です。

さらに近年は、女性の就業の増加、晩婚化など婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う健康に関わる環境が変化してきていることを踏まえながら、学童・思春期からの健康教育を充実させるとともに、全ての人が自分たちの生活や健康に向き合えるような支援が必要です。

これらの観点から、男女が互いの性別による違いについて理解を深め、男女の健康を生涯にわたり総合的に支援するための取組を進める必要があります。

※6 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6（1994）年の国際人口／開発会議で提唱された考え方で、女性の重要な人権のひとつとされています。

○性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）

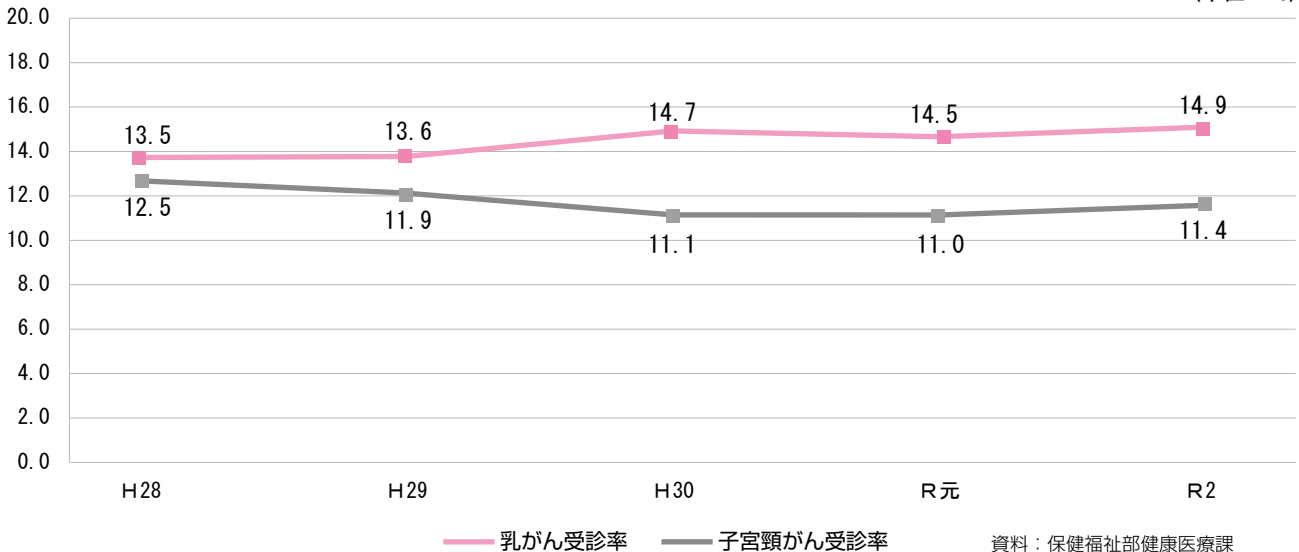
人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

○性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利

■女性のがん（乳がん・子宮頸がん）検診の受診率（総社市）

（単位：％）



【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
14 基本的人権として性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等	安全な妊娠・出産、性感染症の予防についての指導	こども課 健康医療課
	学校における児童・生徒の発達段階に応じた性教育の実施	学校教育課
	不妊・不育に悩む夫婦の経済的負担軽減のための支援	こども課
15 生涯を通じた健康支援	妊娠・出産期における女性の健康支援	こども課
	乳がん・子宮頸がんについての正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上	健康医療課
	喫煙の有害性と受動喫煙の有害性の啓発	健康医療課
	感染症に関する対策及び支援	健康医療課
	介護予防の推進	長寿介護課

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
子宮頸がん検診におけるHPV検査の受診者数	306人	350人
いきいき百歳体操の参加者数	1,760人	2,800人

重点目標8

社会的に弱い立場に置かれている方々への支援の充実

【現状と課題】

経済情勢などの変化に伴い非正規雇用労働者やひとり親、ひきこもり家庭などさまざまな生活上の困難に直面する人の増加が懸念されており、近年における新型コロナウイルス感染症の拡大は、このような社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしています。貧困による、子どもの養育・健康面への悪影響を各種支援活動により断ち切り、生活を立て直していく取組を進めていきます。

また、外国人、障がい者、性的マイノリティ^{※7}等を含む社会的に弱い立場に置かれている方々は、ジェンダー規範による固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・差別の中で、更に複合的な困難を抱えています。このようなさまざまな人権問題について、当事者の声に耳を傾け、置かれている現実を学び、必要な支援を行うことが重要です。そして、このことは、すべての人々にとって、住みやすいまちづくりを進めることにつながります。

※7 性的マイノリティ

性的指向（どの性別を恋愛の対象にするか）や性自認（自己の性別をどう認識するか）など性のあり方が少数派の人たちの総称です。

その中でも代表的な性的特性のアルファベットの頭文字をとって「LGBTQ+」と呼ばれています。

L レズビアン
ESBIAN 女性の同性愛者

G ゲイ
AY 男性の同性愛者

B バイセクシャル
ISEXUAL 両性愛者

T トランスジェンダー
RANSGENDER 「身体の性」と「心の性・表現する性」が異なる

Q クエスチョニング
UESTIONING 性自認・性的指向に疑問を感じている、決めたくない

+ 「+」とすることで「性が非常に多様である」ことを表現しています。

例) 「男性か女性かが流動的で限定されない」
「好きになる性を限定しない」
「恋愛感情も性的欲求もない」など



【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
1.6 ひとり親・貧困家庭等の自立支援	高等技能訓練促進費並びに自立支援教育訓練給付金事業の導入	こども課
	母子父子自立支援員による相談体制の充実	こども課
	ハローワークと連携したひとり親家庭等への就労支援	こども課 福祉課
	生活保護受給者への就労支援及び生活福祉資金の貸付等の推進	福祉課
1.7 子ども・障がい者・高齢者・ひきこもり・外国人・性的マイノリティ・ヤングケアラー等が安心して暮らせるための支援	子ども食堂の開設に関する支援及びひきこもりなど困難を有する人への支援の充実	福祉課 こども課
	障がい者千五百人雇用の取組【再掲】	福祉課
	障がい者(児)に対する相談・移動・コミュニケーション等の支援	福祉課
	総社市新生活交通「雪舟くん」の整備・利用促進	交通政策課
	地域包括ケアシステムの構築	長寿介護課
	在宅高齢者に対する各種サービスの提供	長寿介護課
	在宅医療・介護連携の推進	長寿介護課
	認知症高齢者に関する早期診断・早期対応・家族介護者(ヤングケアラー等)に対する支援	こども課 長寿介護課 学校教育課
	外国人へ日本語習得の機会の提供、就労支援、多言語での情報提供及び相談体制の充実	人権・まちづくり課
	外国人や外国人の親をもつ子どもの適応及び学習の支援	学校教育課
	性的マイノリティへの支援(パートナーシップ宣誓制度・ファミリーシップ制度の活用促進等)	人権・まちづくり課



基本目標Ⅲ ≫ 多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり

男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきており、女性の活躍の場はさまざまな分野に広がりつつあります。一方、市民アンケート結果によると、家庭生活等において「生活費を稼ぐのは夫の役割」が6割を超え、「日常の家事は妻の役割」が6割を占めており、男女の地位の不平等感がいまだ根強く残っています。

ジェンダー不平等（男女間の格差）は社会通念、職場、家庭、政治など様々な場面に存在しています。この問題は、すべての人権問題と関連性を持つことから、外国人、障がい者、性的マイノリティであること等を理由として社会的に弱い立場に置かれている方々の問題を自らの課題として考えていける啓発・教育が大切で、そのために「無知・無関心」ではなく、正しく現実を知らしていくことから始める必要があります。

男女平等や性的マイノリティに関し、より一層理解を深めるため、男女共同参画フォーラムを開催するなど、固定的な性別役割分担意識の解消やその根底となる人権を尊重する取組を進めていきます。

また、男女共同参画は、国連を中心とした取組と密接な関係があり、国際規範・基準・合意等を踏まえ、国際的な取組の推進に貢献していきます。

重点目標9 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

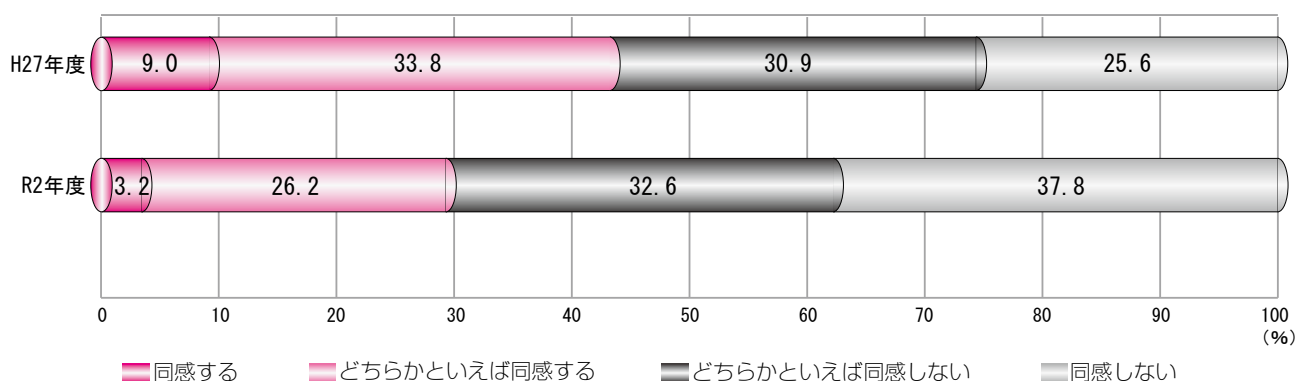
【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識は、市民アンケート結果によるとやや改善が見られます。しかし、各分野・社会全体における男女の地位の平等意識は改善されていないのが現状です。特に「慣習・しきたり」「政治の場」については、「男性が優位」の回答が8割にせまっています。社会には「女らしさ」「男らしさ」など、そもそも性別と「らしさ」を結びつけ、更に、それに沿わないと判断した人たちを侮辱したり排除する考え方が根強くあると考えられます。

さまざまな機会を捉えて、性別による「らしさ」の見直し、ジェンダー平等、男女共同参画の視点に立った意識の改革を推進していく必要があります。

【市民意識・実態調査】

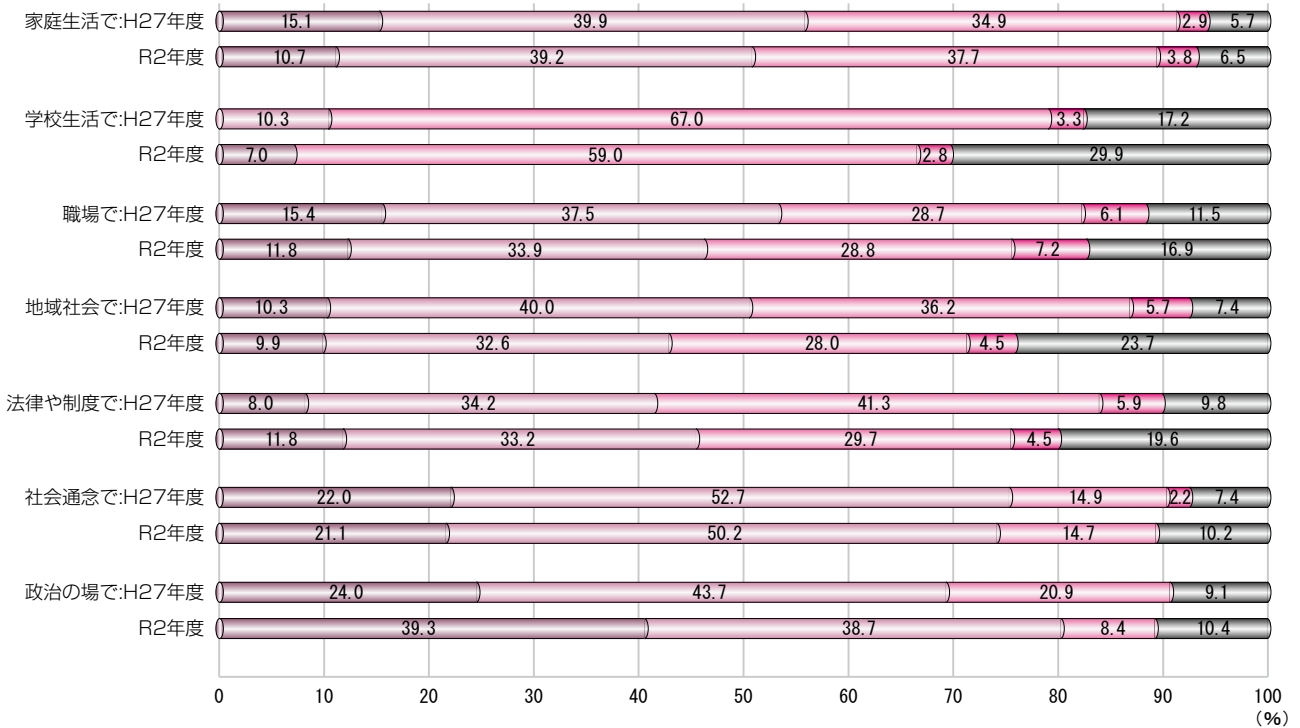
■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どのようにお考えですか。 (単位：%)



※グラフ中、2%未満の値は表示していない。

男女平等が現在どの程度実現されていると思いますか。

(単位：%)



※グラフ中、2%未満の値は表示していない。

- 男性の方が優遇されている
- 平等である
- 女性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 無回答等

【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
1.8 社会制度・慣行の見直し	男女共同参画を促進するための広報・啓発	人権・まちづくり課
	様々な人権問題への理解と認識を深める啓発	人権・まちづくり課 こども課 福祉課 長寿介護課
	男女共同参画社会づくりの意識改革・情報提供のための講演会の開催	人権・まちづくり課

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
男女共同参画講演会等への参加者数(男性比率)	94人(16%)	200人

重点目標10

多様な性への理解促進

【現状と課題】

市民アンケート結果によると、性的マイノリティまたはLGBT（調査時）という言葉の認知度について、75%の方が「知っている」と回答しています。しかし、年代別で見ると70歳以上の認知度が特に低くなっている状況です。今の社会で「普通」とされているのは、自己の性別に違和感がなく、恋愛対象が異性である「男らしい男性、女らしい女性」というセクシュアリティで、異性愛の結婚によって家庭を持つことが「理想」という価値観が共有されています。そして、そのことが、「恋人はいるの?」「まだ結婚しないの?」「子供はまだ?」といったセクハラを産み出し、性的マイノリティ当事者を深く傷つけるという現実があります。

性は多様であり、本来は「みんな違っていい」はずです。ありのままに生きていける社会を目指し、ジェンダー平等や、性の多様性について理解を深めるための啓発及び既に導入している「パートナーシップ宣誓制度」「ファミリーシップ制度」^{※8}等の施策を推進していくとともに、今後さらに性的マイノリティを含む人権を尊重するための施策につなげていく取組が必要です。

※8 「パートナーシップ宣誓制度」と「ファミリーシップ制度」

総社市では2019年4月1日に『総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例』を施行し、性的マイノリティを含むカップルを婚姻に相当する関係と認める「パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。また、2021年12月1日からパートナーシップ宣誓者の子や親などの近親者を家族と認める「ファミリーシップ制度」を導入しました。

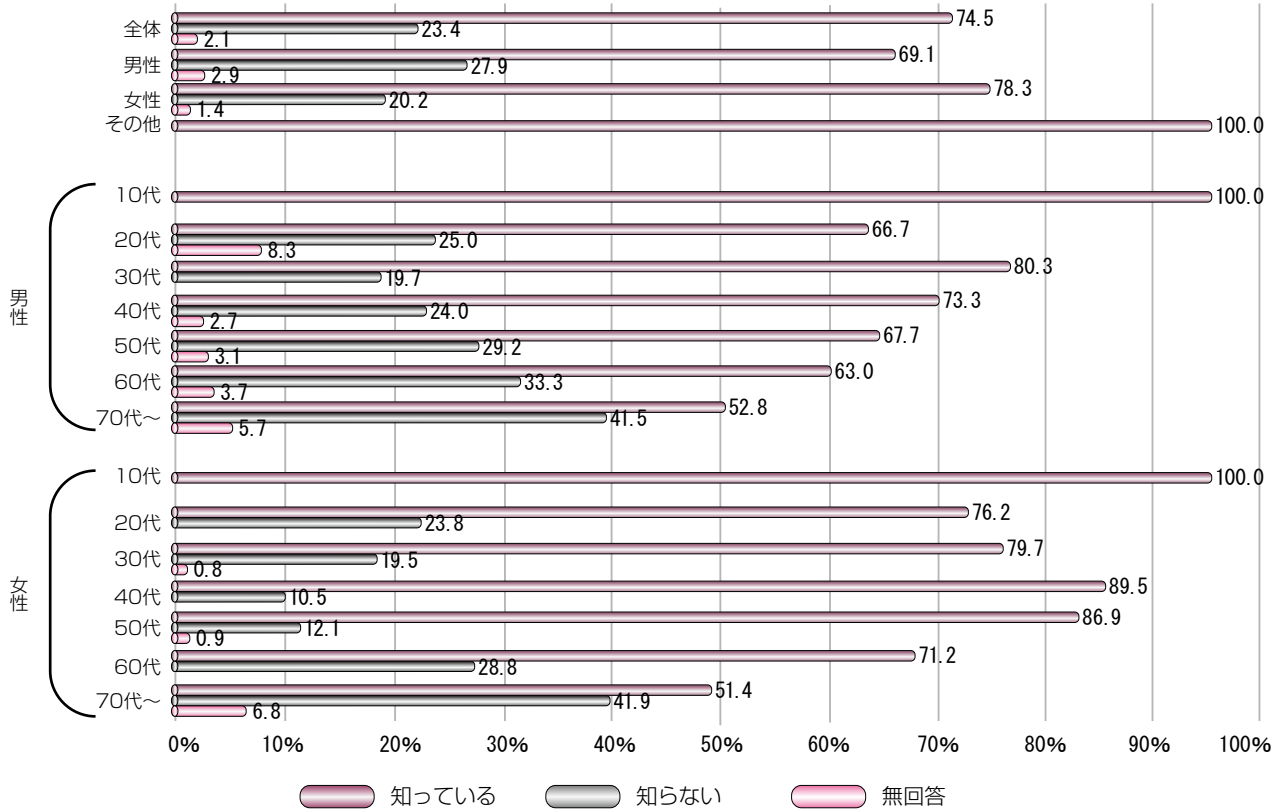
●宣誓から登録証明書交付までの流れ



【市民意識・実態調査】

性的マイノリティについて社会的な取組が必要とされていますが、あなたは性的マイノリティまたはLGBTという言葉の意味をご存じですか。

(単位：%)



【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
19 多様な性に関する施策の推進	多様な性に関する理解を深める研修会の開催	人権・まちづくり課
	性的マイノリティへの支援(パートナーシップ宣誓制度・ファミリーシップ制度の活用促進等)(再掲)	人権・まちづくり課

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
性的マイノリティまたはLGBTQ+という言葉の意味を知っている人の割合(男女共同参画講演会等アンケート)	74.5%	80%

重点目標 11

男女共同参画推進のための広報活動等の充実

【現状と課題】

男女共同参画推進の意識の浸透を図るためには、全国の動向、先駆的な取組など最新の情報を収集し広報紙やホームページ等を通じて、また、さまざまな機会をとらえて、広報・啓発活動を積極的に実施していく必要があります。

また、定期的に男女共同参画に関する意識や実態を「調査⇒検証⇒公表」し、男女共同参画の推進に活かしていくことが重要となります。

【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
20 情報収集・提供及び広報活動の充実	広報紙及びホームページを活用した広報活動の充実	人権・まちづくり課
	人権に関する国際的な条約・制度等の情報提供	人権・まちづくり課
	図書館へ男女共同参画に関する書籍の設置等	生涯学習課 図書館

【数値目標】

項目	現況値(令和2年度)	目標
市図書館における男女共同参画関係図書購入数(家庭、性、女性問題、婚姻、離婚等)	49冊	50冊

重点目標 12

学校・家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けて、効果的に理解を促進するためには、学校、家庭、地域などが連携しあらゆる場を通じた広報・啓発の総合的な実施と、幼児から高齢者までそれぞれの年代にとって、親しみやすく分かりやすい啓発活動を展開する必要があります。子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう家庭や学校教育などを通じた取組を進めることが必要です。

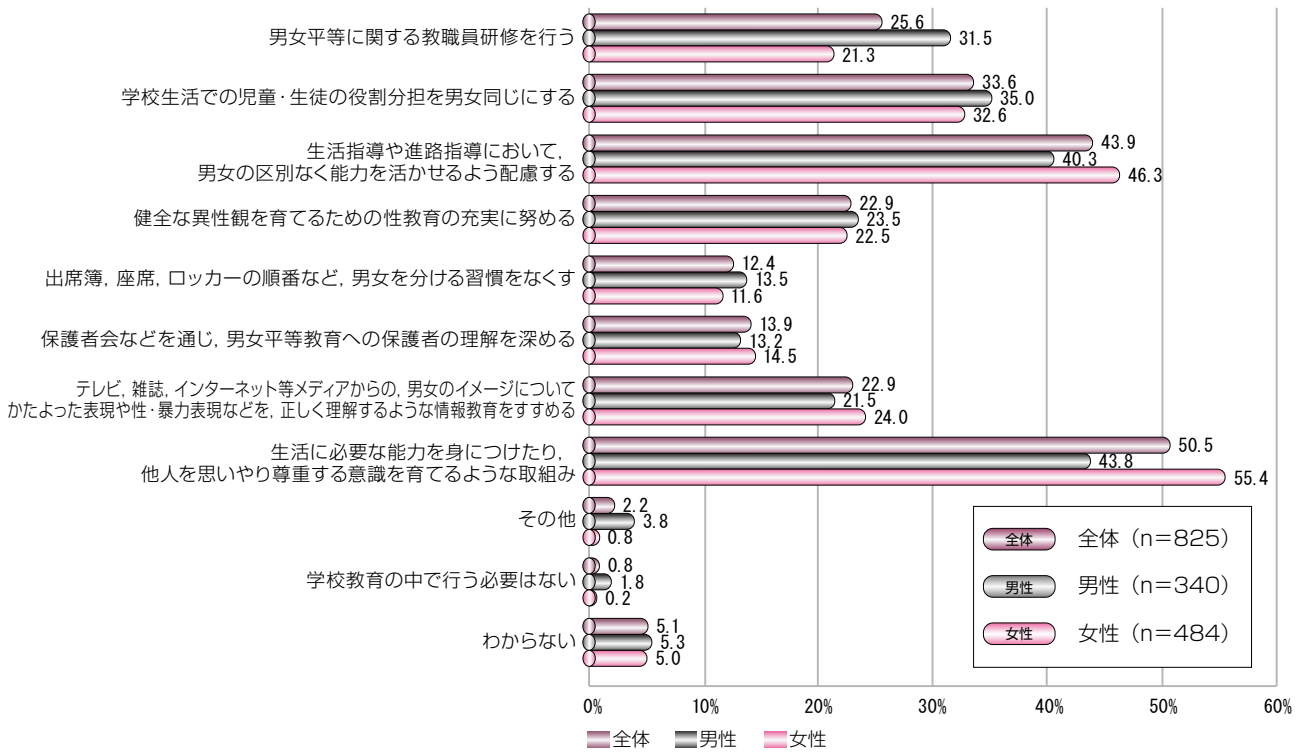
また学校においては、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の必要性、家庭生活の大切さ、多様性を尊重する仲間づくりなどについて子どもたちの理解を深めるため、男女共同参画の理念に基づいた適切な指導ができるよう教職員の資質と指導力の向上が求められています。

さらに家庭や地域において、親世代の意識や生活態度、地域社会のしきたりなどは、子どもに大きな影響を与えます。「男の子だから、女の子だから…」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できる環境づくりや、あらゆる年代・立場の人が男女共同参画社会に向けた基盤づくりに取り組むための多様な学習機会の提供が必要です。

【市民意識・実態調査】

■学校における男女平等教育で行うべきことは、どんなことでしょうか。

(単位：%)



【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
2-1 学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進	人権教育(男女平等を推進する教育など)の実施	学校教育課
	個性を尊重した進路指導の充実	学校教育課
	中学生の職場体験活動の実施	学校教育課
	教職員や保護者を対象とした人権教育研修講座の開催	教育総務課
2-2 家庭における男女共同参画に関する教育・学習の推進	子どもや家庭に関する相談及び助言・指導	こども課
	保護者向け家庭教育啓発講座の開催	教育総務課
2-3 地域における男女共同参画に関する教育・学習の推進	公民館等における男女共同参画に関する情報の提供	人権・まちづくり課 生涯学習課
	公民館等における人権教育(男女平等を推進する教育など)に関する講座の開催	生涯学習課 教育総務課
	男女共同参画を推進する団体等の活動支援	人権・まちづくり課 生涯学習課

重点目標 13

国際社会の一員としての男女共同参画の促進

【現状と課題】

日本は国際的にみると、2021年ジェンダーギャップ指数^{*9}（男女格差を数値化）は、156カ国中120位、国会議員の女性割合が9.9%など特に政治や経済の指標が低く、各国がジェンダー平等化を加速している中、大きく後れをとっています。SDGs^{*10}「目標10 人や国の不平等をなくそう」の主旨は、性別・宗教・民族・人種などの違いから不平等・差別を生み出すのではなく、違いを認め合い、お互いを理解・尊重することです。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメント^{*11}の進展等国際的な動きを踏まえ、だれもが分け隔てなく安心して暮らせる対等・平等な社会を地域から実現していく必要があります。また、各学校においては、人権教育計画に沿った教育活動、ALT（外国語指導助手）との授業や授業以外の交流などにより、国際的視野をもった人材育成を目指していきます。

【施策の方向と推進する施策】

施策の方向	推進する施策	所管課
24 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた国際交流・活動等の推進	国際理解を深めるための普及・啓発	人権・まちづくり課
	国際的視野を持った人材育成	学校教育課
	外国人に対する相談体制の充実（再掲）	人権・まちづくり課

※9 ジェンダーギャップ指数

国ごとの男女格差を図る指数で、世界経済フォーラム（WEF）が2005年から毎年公表している。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

※10 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年に国連サミットで採択された国際目標です。2030年までに、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」が決められました。

※11 エンパワーメント

差別や搾取、抑圧等で力を奪われた人々が、自らの力を取り戻し、よりよい社会を築くために変革の力をつけること。

第3章 計画の推進

第5次総社市男女共同参画プラン

女性活躍推進計画
DV防止計画

1. 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

全庁的な庁内推進体制の整備を図るとともに、市長を長とする「総社市男女共同参画推進本部」を中心に、各課との連絡調整や情報の共有化に努め、男女共同参画の実現に向けた取組を推進します。

(2) 市民参画による連携

より多くの市民の声を計画に反映させるため、市民意識・実態調査を5年ごとに実施します。市民及び学識経験者等で構成される「総社市男女共同参画推進審議会」からの意見を反映させ計画を推進します。

(3) 計画の進行管理

計画を着実に推進していくため、プランの進捗状況を定期的に評価し、効果的に推進します。

(4) 拠点施設の整備

男女共同参画を推進していくための情報提供、啓発、学習、相談、交流の場となる拠点施設の整備を図ります。

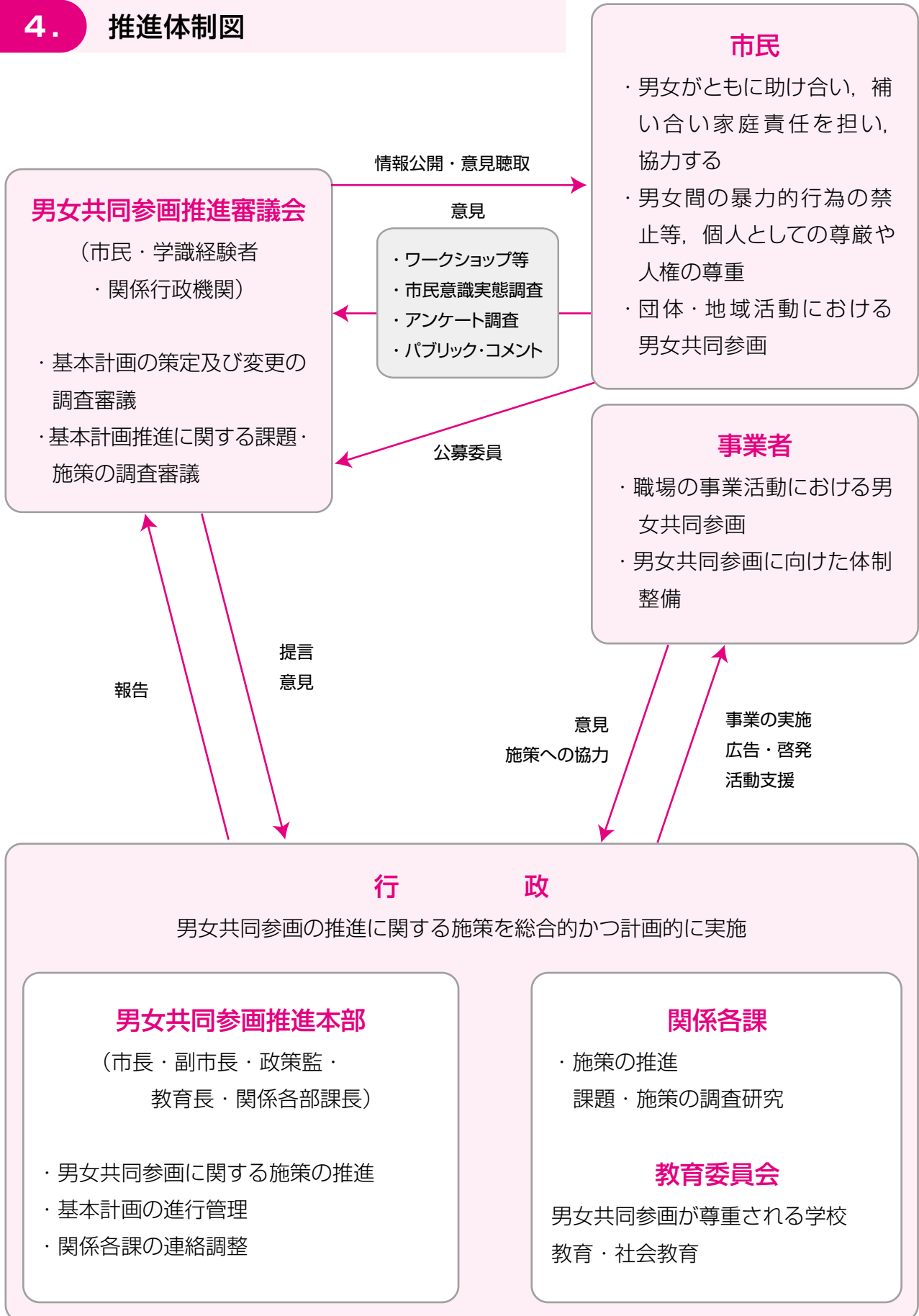
2. 国・県との連携及び協力

国・県の情勢を把握しつつ、積極的に施策を推進していくために、情報交換、連携を図りながら推進します。

3. 市民・関係機関・民間団体・企業等との連携

市民をはじめ、関係機関、民間団体、企業との連携を密にし、理解と協力を得ながら効果的にプランを推進します。また、男女共同参画社会づくりに向けたグループや団体等のネットワークづくりへの支援も行います。

4. 推進体制図



5. 数値目標一覧表

基本目標	重点目標	指標項目	第4次 数値目標	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和8年度)	所管課
Ⅰ だれもが活躍する社会づくり(女性活躍推進計画)	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の実現	市の男性職員における育児休暇取得率 (一般行政職)	—	5.3%	20%	総務課
		保育所待機児童数	0人 (H30年 までに)	0人	0人	こども夢づくり課
		放課後児童クラブ待機児童数	—	0人 (R3.5.1)	0人	学校教育課
	政策・方針決定過程への女性の 参画促進	市の審議会等委員の女性比率(委員中の 女性の割合)	40%	29.1%	40%	人権・まちづくり課
		市職員の管理職における女性比率	—	29.6%	30%	総務課
	地域における男女共同参画の 推進	自主防災組織等への出前講座・講演会・ 研修の開催回数	—	16回	50回	危機管理室
	雇用等の分野における男女共 同参画の促進	生涯現役促進地域連携事業における女 性限定創業セミナー受講者数	75人	208人	250人	長寿介護課
		そうじゃ60歳からの人生設計所にお ける相談件数	330件/月 (H30年度 までに)	199件/月	250件/月	長寿介護課
Ⅱ だれもが安心して暮らせる環境づくり	あらゆる暴力の根絶(DV防止 計画)	DV・性暴力・性犯罪相談電話啓発チ ラシ等の配布数(講演会・研修会等で配布)	—	—	300枚	人権・まちづくり課
	生涯を通じた健康支援	子宮頸がん検診におけるHPV検査の受 診者数	350人	306人	350人	こども課 健康医療課
		いきいき百歳体操の参加者数	2,800人	1,760人	2,800人	長寿介護課
Ⅲ 多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり	男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し	男女共同参画講演会等への参加者数(男 性比率)	200人 (40人)	94人 (16%)	200人 (20%)	人権・まちづくり課
	多様な性への理解促進	性的マイノリティまたはLGBTQ+と いう言葉の意味を知っている人の割合 (男女共同参画講演会等アンケート)	—	74.5%	80%	人権・まちづくり課
	男女共同参画推進のための広 報活動等の充実	市図書館における男女共同参画関係図 書の購入数(家庭、性、女性問題、婚姻、 離婚等)	—	49冊	50冊	図書館

參考資料

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

- 前文
- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 12 条)
- 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条～第 20 条)
- 第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条～第 28 条)
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重

されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視

又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条～第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条～第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条～第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条～第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活に

における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針

第 7 条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第 1 項に規定する一般事業主行動計画及び第 19 条

第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ

準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。
（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般

事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めすることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行

動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成29年3月31日法律第14号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2)及び(3) 略
- (4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条

第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年6月5日法律第24号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

平成13年4月13日法律第31号

最終改正

令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条～第5条)

第3章 被害者の保護(第6条～第9条の2)

第4章 保護命令(第10条～第22条)

第5章 雑則(第23条～第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第2条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」

という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その

申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を

経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58号ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対

する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書等の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者または配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附則（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附則（令和元年 6 月 26 日法律第 46 号）抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

- 第 4 条** 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

- 第 8 条** 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

総社市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 22 日条例第 169 号

最終改正

平成 31 年 3 月 22 日条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、心温かい思いやりのある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 基本理念は、男女がお互いを尊重し、日本人としての伝統、文化を大切にしながら、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、助け合い、補い合い、かつ、能力を発揮する機会が確保された明るく幸せな地域社会を目指すものとする。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、もって、男女が共に責任を担い、幸せな地域づくりを目指すこと。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を重要な政策として位置付け、第 2 条に定める基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、自ら積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(教育の責務)

第 7 条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 8 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的、性的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）をはじめとする男女間におけるすべての暴力

(基本計画の策定)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総

合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第 15 条に規定する総社市男女共同参画推進審議会の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報啓発活動)

第 10 条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画に対する理解と関心を深めるために必要な広報・啓発活動に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第 11 条 市長その他の執行機関は、各審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を行うことにより、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう、努力しなければならない。

(相談及び苦情の申出)

第 12 条 市民及び事業者は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって、権利が侵害された場合の相談又は市の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第 13 条 市長は、ドメスティック・バイオレンス等による権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、ドメスティック・バイオレンス等の被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっせん、情報の提供等を行うものとする。

(推進体制の整備)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(審議会)

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総社市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応ずるほか、必要な事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。
- 3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募による者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附則（平成31年3月22日条例第14号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例

平成 31 年 3 月 22 日条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に当たり、多様な性の理解に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 全ての人が多様な性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性的マイノリティであることによる差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、助け合い、補い合い、かつ、能力を発揮する機会が確保された明るく幸せな地域社会を目指すものとする。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 総社市男女共同参画推進条例(平成 17 年総社市条例第 169 号)第 3 条第 1 号に規定する男女共同参画をいう。
- (2) 性的マイノリティ 性的指向(どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。)や性自認(自己の性別についての認識をいう。)のあり方が多数者とは異なる者をいう。
- (3) カミングアウト 自らが性的マイノリティであることを公表することをいう。
- (4) パートナーシップ 2 人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 2 条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、多様な性の特性を理解するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、多様な性の特性に配慮した体制の整備に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第 7 条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、多様な性を認め合う意識の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(権利侵害の禁止)

第 8 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的

取扱い又は暴力的行為

- (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。
- (3) カミングアウトを強制し、又は禁止すること。

(広報啓発活動)

第 9 条 市は、多様な性に対する市民及び事業者等の理解を深めるため、必要な広報啓発活動に努めるものとする。

(相談及び苦情の申出)

第 10 条 何人も、性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱いによって権利が侵害された場合の相談又は苦情を、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第 11 条 市は、多様な性の理解に係る施策について、総社市男女共同参画推進条例第 9 条に規定する基本計画に基づき実施するものとし、当該施策の実施に関し必要な事項については、同条例第 15 条に規定する審議会において調査審議を行うものとする。

(パートナーシップの宣誓等)

第 12 条 パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより、これを行う。

- 2 市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、宣誓をした 2 人の者に対して、登録証明書に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(その他)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(総社市男女共同参画推進条例の一部改正)

- 2 総社市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

男女共同参画の推進に関する年表

年	国際機関	国	岡山県	総社市
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年(目標:平等, 発展, 平和) ●国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)を開催(メキシコシティ, 6~7月) ●「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人問題企画推進本部設置(9月) ●婦人問題企画推進会議設置(9月) 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」, 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定(1月) 		
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題行政連絡協議会」設置 ●県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」実施(10月) 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例」採択(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ●県の婦人問題担当課を「県民課」に位置付ける ●「岡山の婦人問題を考える会」が発足, 意見書を発表 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年 中間年世界会議」(第2回世界女性会議)を開催(コペンハーゲン, 7月) ●「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ●「岡山県婦人問題会議」を設置, 同会議は「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 	
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画後期重点目標」決定(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「岡山県婦人問題協議会」設置(4月) ●県の婦人問題担当課が「県民生活課」に移り, 「婦人班」新設(4月) 	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ●婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊 ●県政世論調査「家庭と婦人」実施(1~2月) 	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年 ESCAP 地域政府間準備会議」開催(東京, 3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ●「おかやま婦人のバス事業」開始 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」(第3回世界女性会議)を開催(7月) ●(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●国籍法の改正施行(父母両血統主義の採用, 配偶者の帰化条件の男女同一化)(1月) ●「男女雇用機会均等法」の公布(6月) ●「女子差別撤廃条約」批准(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ●「岡山県婦人海外派遣事業」開始 ●婦人問題調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ●婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大, 任務も拡充(1月) ●婦人問題企画推進有識者会議開催(2月) ●「男女雇用機会均等法」の施行(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●県民生活課婦人班を「婦人青少年対策室婦人企画班」に改組(4月) ●「地域婦人問題推進センター」設置(県内3か所) 	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「岡山県婦人情報バンク」開設 ●「地域婦人問題推進センター」設置(県内3か所) 	
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ●「地域婦人問題推進センター」設置(県内3か所) ●「女性による地域福祉実践事業」開始 	

年	国際機関	国	岡山県	総社市
1989年 (平成元年)		●新学習指導要領の告示(家庭教育における男女同一の教育課程の実現等) (3月)	●「働く女性相談コーナー」開設 ●「農山漁村婦人の日」設定	
1990年 (平成2年)	●国連婦人の地位委員会拡大会議(ウィーン, 2~3月) ●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(5月)		●「21世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定 ●県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施(10月)	
1991年 (平成3年)		●「西暦2000年に向けての国内行動計画」改定(第1次改定) (5月) ●「育児休業法」公布(5月)	●「第4次岡山県総合福祉計画」策定(女性の項目新設) ●「男女共同参加型社会の実現をめざして」策定	
1992年 (平成4年)		●「育児休業法」施行(4月) ●初の婦人問題担当大臣を任命(12月)	●「女性県政アドバイザー事業」開始 ●「女性農業士制度」発足	
1993年 (平成5年)		●「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定(7月)	●「女性青少年対策室女性政策課」を新設(4月)	
1994年 (平成6年)	●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ, 6月) ●「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ●国際人口・開発会議で「行動計画」採択(カイロ, 9月)	●男女共同参画室(総理府)設置(6月) ●男女共同参画審議会設置(政令) (6月) ●男女共同参画推進本部設置(7月)	●所管部を地域振興部から企画部に移管(4月) ●岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問 ●県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施(7~8月)	
1995年 (平成7年)	●第4回世界女性会議ー平等, 開発, 平和のための行動ーを開催(北京) ●「北京宣言及び行動綱領」採択(9月)	●「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) (6月公布 / 10月施行)	●岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」答申 ●岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称(10月)	
1996年 (平成8年)		●男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申(7月) ●男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足(9月) ●「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)	●「男女共同参画社会の実現をめざして」策定	●「第3次総社市総合計画」策定(「男女共同参画社会の実現」の項目新設)
1997年 (平成9年)		●男女共同参画審議会設置(法律) (4月) ●「男女雇用機会均等法」の改正(女性に対する差別の禁止等) (6月公布 / 1999年4月施行) ●「介護保険法」成立(12月公布 / 2000年4月施行)	●「岡山県男女共同参画推進本部」設置(4月) ●「岡山県女性センター整備構想検討委員会」設置(6月) ●「男女共同参画アドバイザー養成事業」開始	●「女性ネットワーク」結成(5月)
1998年 (平成10年)		●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画社会を形成するための基礎的条例づくりー」答申(11月)	●所管部を企画部から生活環境部に移管 ●「ウィズウィーク(11/11~17)」決定 ●「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催(11月)	●民生部自治振興課に女性政策担当を配置 ●第6回女性ネットワーク会議において「総社市女性ネットワーク“波”」結成(8月)

年	国際機関	国	岡山県	総社市
1999年 (平成11年)	● ESCAP ハイレベル政府間会議開催(バンコク、10月)	●「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月) ●「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)(7月)	●「岡山いきいき子どもプラン」策定(3月) ●岡山県男女共同参画推進センター(愛称:ウィズセンター)開館(4月)	●「男女共同参画シンポジウム」開催
2000年 (平成12年)	●国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク、6月)	●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申(7月) ●「国の審議会等における女性委員の登用について」決定(8月) ●男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21世紀の最重要課題-」答申(9月) ●「男女共同参画基本計画」閣議決定(12月) ●「男女共同参画週間について」決定(12月)	●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(1~2月) ●岡山県人権政策審議会答申(3月)	●女性政策担当を民生部自治振興課から総務部企画課へ移管 ●「総社市女性議会」開催(8月)
2001年 (平成13年)		●男女共同参画会議・男女共同参画局(内閣府)設置(1月) ●「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定(6月) ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定(7月) ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立(4月公布/10月施行) ●「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ等)(11月)	●「おかやまウィズプラン21」策定(3月) ●「岡山県人権政策推進指針」策定(3月) ●「女性青少年対策室女性政策課」を「男女共同参画課」に改組(4月) ●「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」(6月公布/10月施行) ●男女共同参画推進月間始まる(11月)	●「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施(2月) ●「第3次総社市総合計画後期基本計画」策定(男女共同参画社会の形成をうたう) ●「総社市男女共同参画懇話会」設置(9月)
2002年 (平成14年)			●「岡山県男女共同参画審議会」を設置(4月)	●「総社市男女共同参画プラン(14~18年度)」策定(3月) ●「男女共同参画シンポジウム」開催
2003年 (平成15年)		●男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定(6月)	●「男女共同参画フォーラム in おかやま」開催(2月) ●「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催(11月)	●男女共同参画講演会開催
2004年 (平成16年)		●男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」決定(4月) ●男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ(6月) ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(暴力の定義の拡大等)(6月公布/12月施行)及び同法に基づく基本方針の策定(12月)	●「女性のチャレンジ支援策岡山アピール」開催(8月) ●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10~11月) ●「新岡山いきいき子どもプラン」策定(12月)	●「山手村男女共同参画を考える会」結成 ●「総社市男女共同参画推進条例」制定(3月公布、4月施行) ●「男女共同参画都市宣言」を宣言(6月) ●男女共同参画講演会開催

年	国際機関	国	岡山県	総社市
2005年 (平成17年)	●第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク, 2～3月)	●男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申(7月) ●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12月) ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定(12月)	●岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定(3月) ●「女性副知事フォーラム2005おかやま」開催(11月)	●「女性の会」(山手村)結成 ●旧総社市, 山手村, 清音村合併新「総社市」誕生(3月) ●「総社市男女共同参画推進条例を新市において制定(3月)」 ●「山手村男女共同参画を考える会」を「山手男女共同参画を考える会」に改称 ●「女性の会」を「山手女性の会協議会」に改称 ●「男女共同参画推進本部」設置(6月) ●「男女共同参画推進審議会」設置(8月) ●「男女共同参画地域フォーラム in そうじゃ」開催(11月) ●「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施(11～12月)
2006年 (平成18年)	●第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京, 6～7月)	●「男女雇用機会均等法」の改正(性差別禁止の範囲の拡大等)(6月公布／2007年4月施行)	●「改訂岡山県人権政策推進指針」策定(2月) ●「新おかやまウィズプラン」策定(3月)	●「男女共同参画宣言都市」を新市において宣言(3月) ●「女性ネットワーク“波”」を「ネットワーク“波”」に改称(4月) ●「男女共同参画推進本部推進班」を設置 ●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2007年 (平成19年)	●第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー, 12月)	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充等)(7月公布／2008年1月施行) ●「パートタイム労働法」改正(パートタイム労働者の雇用環境の整備)(6月公布／2008年4月施行) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(12月)		●「総社市男女共同参画プラン(19～23年度)」策定(3月) ●DV被害者保護支援について関係課と申し合わせ ●担当課を企画課から「人権・まちづくり推進課」へ移管 ●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2008年 (平成20年)		●男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」(4月) ●「次世代育成支援対策推進法」の改正(一般事業主行動計画の公表の義務化等)(12月公布／2009年4月施行)	●岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定(7月) ●岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)へ移転(9月) ●「全国シェルターシンポジウム2008 in おかやま」開催(後援)(11月)	●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2009年 (平成21年)		●「DV相談ナビ」開設(1月) ●男女共同参画シンボルマーク決定(4月) ●育児・介護休業法改正(短時間勤務制度導入等)(6月公布／2010年6月施行) ●男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表(11月)	●「新おかやまウィズプラン」中間見直し(3月) ●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10～11月)	●担当課を「人権・まちづくり推進課」から「人権・まちづくり課」に名称変更 ●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催

年	国際機関	国	岡山県	総社市
2010年 (平成22年)	●第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合(ニューヨーク, 3月)	●男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申(7月) ●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12月) ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月)	●「岡山いきいき子どもプラン2010」策定(3月) ●所管部を生活環境部から県民生活部に移管(4月) ●「男女共同参画課」を「男女共同参画青少年課」に改組(4月)	●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2011年 (平成23年)	●UN Women 正式発足(1月) ●第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合(シェムリアップ, 11月)		●「第3次おかやまウィズプラン」策定(3月) ●「第3次岡山県人権政策推進指針」策定(3月)	●「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施(2~3月) ●岡山県都市男女共同参画推進会議「DV被害者サポーター養成講座」開催(9~11月) ●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2012年 (平成24年)	●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択(ニューヨーク, 3月)	●「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月)		●「第3次総社市男女共同参画プラン(24~28年度)・総社市配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定 ●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2013年 (平成25年)		●若者・女性活躍推進フォーラムの提言(5月) ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(7月公布)及び同法に基づく基本方針の策定(12月公布)		●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2014年 (平成26年)	●第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択(ニューヨーク, 3月)	●「パートタイム労働法」の改正(4月公布/2015年4月施行) ●「次世代育成支援対策推進法」の改正(4月公布/2015年4月施行)	●「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の一部改正(1月) ●「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定(9月) ●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10~11月)	●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2015年 (平成27年)	●第59回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)開催(ニューヨーク, 3月) ●第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立(9月公布・施行/一般・特定事業主行動計画の策定及び公表等2016年4月施行) ●男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申(12月) ●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12月) ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月)	●「岡山いきいき子どもプラン2015」策定(3月)	●「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施(11~12月) ●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2016年 (平成28年)		●「男女雇用機会均等法」の改正(3月公布/2017年1月施行ほか) ●「育児・介護休業法」の改正(3月公布ほか/2017年1月施行ほか)	●「第4次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定(3月) ●「第4次岡山県人権政策推進指針」策定(3月)	●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催

年	国際機関	国	岡山県	総社市
2017年 (平成29年)		●「働き方改革実行計画」決定(3月)		●「第4次総社市男女共同参画プラン・女性活躍推進計画・DV防止計画」(H29～R3年度)策定 ●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2018年 (平成30年)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立(5月公布・施行) ●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立(7月公布/2019年4月施行ほか)	●「岡山いきいき子どもプラン2015」一部改定(3月)	●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2019年 (令和元年)	●「男女平等に関するパリ宣言」(G7パリサミット 5月)	●「女性活躍・ハラスメント規制法」の成立(6月公布/2020年6月施行ほか) ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正(6月公布/2020年4月施行ほか)	●「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10月)	●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催 ●「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」制定(3月公布/4月施行) ●「総社市男女共同参画推進条例」の一部改正(3月公布/4月施行) ●パートナーシップ宣誓制度開始(4月)
2020年 (令和2年)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正(3月) ●「労働施策総合推進法(パワハラ防止法)」の改正(6月) ●男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」答申(11月) ●「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月)	●「岡山いきいき子どもプラン2020」策定(3月)	●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催
2021年 (令和3年)			●「第5次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定(3月) ●「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定(3月) ●「第5次岡山県人権政策推進指針」策定(3月)	●男女共同参画に関する市民意識・実態調査の実施(2月) ●「男女共同参画フォーラム in そうじゃ」開催 ●ファミリーシップ制度開始(12月)
2022年 (令和4年)				●「第5次総社市男女共同参画プラン・女性活躍推進計画・DV防止計画」(R4～R8年度)策定(3月)

計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和3年 1月19日	男女共同参画推進審議会へ市民アンケート調査実施に関する意見聴取
2月 5日 ～ 2月25日	男女共同参画に関する市民アンケート調査の実施
11月22日	令和3年度第1回男女共同参画推進審議会でプラン策定方針及び骨子（案）を決定
12月10日	第1回庁内男女共同参画推進本部幹事会・推進班員へプラン策定方針及び骨子（案）を報告
12月14日	総務生活委員会へプラン策定方針及び骨子（案）について報告
令和4年 1月19日	第2回庁内男女共同参画推進本部幹事会及び推進班員へプラン（素案）について意見聴取
1月27日	第2回男女共同参画推進審議会でプラン（素案）について意見聴取
2月17日 ～ 3月 7日	プラン（素案）についてパブリックコメントの実施
3月10日	第3回男女共同参画推進審議会でプラン（最終案）について確認
3月24日	第5次総社市男女共同参画プラン策定

総社市男女共同参画推進審議会委員名簿

◎会長、○副会長

総社市男女共同参画推進条例第15条により設置

	氏名	役職名
1	坂野純子	岡山県立大学保健福祉学部教授
2	澤田陽一	岡山県立大学保健福祉学部助教
3	◎栗本貞子	元中学校長
4	高槻貴子	岡山県男女共同参画推進センター所長
5	内山透	倉敷中央公共職業安定所総社出張所長
6	高木由夫	総社地区労働者福祉協議会議長
7	○清水男	総社商工会議所会頭
8	川口恵子	総社市婦人協議会副会長
9	野瀬貴之	天満屋ハピータウンリブ総社店長
10	山本美幸	総社市家庭児童相談員
11	本行こずえ	人権擁護委員
12	東長典	総社市立昭和中学校長
13	石山孝一	総社市働く婦人の家館長
14	阿部和子	J A 晴れの国岡山女性部吉備路ブロック部長
15	鈴木富美子	プラウド岡山代表
16	浅沼智也	TRANS VOICE IN JAPAN 代表
17	横田久子	公募による（学童保育支援員）

総社市男女共同参画都市宣言

恵まれた自然と豊かな吉備文化にはぐくまれたわたしたち総社市民は、さまざまな活動の場において、男女がともに参画し、協力し合い、ともに輝けるまちを目指し、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 男女がともに責任をもち、かつ、互いの能力を発揮し、自分らしく生きることのできるまちを目指します。
- 2 男女がともに暮らしていくうえで、社会のしくみが平等であり、多様な生き方を認め合うまちを目指します。
- 3 男女がともに認め合い、仕事も家庭生活もいきいきと両立できるまちを目指します。
- 4 男女がともに協力し合い、家事・育児・介護を支え合うまちを目指します。
- 5 男女がともに国際的視野に立って、友情と協調の輪を世界へ広げるまちを目指します。

平成 18 年 3 月 24 日

総 社 市

DV・性犯罪・性暴力 相談窓口

※相談費用は無料です（通話料金はかかります） ※秘密は守ります

※DV（ドメスティックバイオレンス）とは配偶者やパートナーからの暴力のことです。

※祝日・年末年始を除く

◆岡山県女性相談所	☎ 086-235-6060	月～金曜日	9:00～16:30
★夜間については	☎ 086-235-6101	月～金曜日	16:30～20:00
◆岡山県男女共同参画推進センター	☎ 086-235-3310	火～土曜日	9:30～16:30
◆岡山市男女共同参画相談支援センター	☎ 086-803-3366	月・水～土曜日	10:00～19:30
		日・祝日	10:00～16:30
◆倉敷市男女共同参画推進センター	☎ 086-435-5670	火～土曜日	9:00～17:30

◆総社市人権・まちづくり課	☎ 0866-92-8253	月～金曜日	8:30～17:15
◆総社市こども課	☎ 0866-92-8267	月～金曜日	8:30～17:15
◆総社市権利擁護センター	☎ 0866-92-8374	月～金曜日	8:30～17:15

(休日・夜間は専用携帯電話に転送されます。)

★休日電話相談 社会福祉法人 クムレ	☎ 086-441-1899	日・祝日 年末年始 (12/29～1/3)	9:30～16:30
-----------------------	----------------	-----------------------------	------------

は れ れ ば
#8008

DV被害相談電話（お近くの相談窓口につながります）

ハートさん
#8103

岡山県警 性犯罪被害相談電話

はやくワンストップ
#8891

性暴力被害者支援センター「おかやま心」

各警察署でも相談を受け付けています（緊急時は110番へ）

ひとりで悩まず、まずご相談ください。

The 5th Plan for Gender Equality of Soja City

第5次 総社市 男女共同参画プラン

令和4年度～令和8年度

女性活躍推進計画

DV防止計画



総社市 市民生活部 人権・まちづくり課

TEL : 0866-92-8253 FAX : 0866-93-9479

e-mail : jinken-machi@city.soja.okayama.jp

発行 / 令和4年3月

